令和２年　第１回　東彼杵町議会定例会会議録

令和２年第１回東彼杵町議会定例会は、令和２年３月11日本町役場議場に招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

１番	林田　二三　君	２番	立山　裕次　君
３番	口木　俊二　君	４番	浪瀬　真吾　君
５番	大石　俊郎　君	６番	尾上 庄次郎 君
７番	後城　一雄　君	８番	浦　　富男　君
９番	橋村　孝彦　君	10番	森　　敏則　君
11番	吉永　秀俊　君		

2　欠席議員は次のとおりである。

3　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	岡田 伊一郎 君	教　育　長	加瀬川 哲文 君
副　町　長	三根　貞彦　君	会計管理者	森　　隆志　君
総 務 課 長	松山　　昭　君	健康ほけん課長	構　　浩光　君
農林水産課長	髙月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤　政昭　君
農 委 局 長	（髙月 淳一郎 君）	税財政課長	山下　勝之　君
水 道 課 長	氏福　達也　君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本　信宏　君	教 育 次 長	岡木　徳人　君

4　書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川　寿史　君	書　　記	辻　由美子 君

5　議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 1 号	東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4 号	東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 5 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 7 号	東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 8 号	東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 9 号	東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

日程第 10　議案第 10 号　東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 11　議案第 11 号　東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 12　議案第 12 号　東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 13　議案第 13 号　東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第 14　議案第 14 号　東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 15　議案第 15 号　東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 16　議案第 16 号　東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例
日程第 17　議案第 17 号　負担付贈与の受入れについて
日程第 18　議案第 18 号　専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））
日程第 19　議案第 19 号　令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 20　議案第 20 号　令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21　議案第 21 号　令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 22　議案第 22 号　令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23　施政方針説明（町長）
日程第 24　議案第 23 号　令和 2 年度東彼杵町一般会計予算
日程第 25　議案第 24 号　令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
日程第 26　議案第 25 号　令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 27　議案第 26 号　令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
日程第 28　議案第 27 号　令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 29　議案第 28 号　令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 30　議案第 29 号　令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第 31　議案第 30 号　令和 2 年度東彼杵町水道事業会計予算
日程第 32　議案第 31 号　令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算
日程第 33　報告第 1 号　専決処分に関する報告について
（事故の和解及び損害賠償の額を定めること）
日程第 34　陳情第 1 号　こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情

6　散　会

開　　会（午前 9 時 29 分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

前もってお知らせします。本日午後 2 時 46 分に、東日本大震災の犠牲者の方々への黙祷を予定しておりますので、サイレンが鳴りましたら暫時休憩をいたしますので、黙祷をよろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第１　議案第１号　東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 1 号東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。議案第 1 号東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

提案の理由は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援等に関する基本理念及び必要な事項を定めるために本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 1 号東彼杵町犯罪被害者等支援条例の制定についてを補足して説明いたします。

犯罪被害者基本法にのっとり、関係機関・団体が連携、共同して犯罪被害者の支援に当たることが求められております。長崎県では、昨年、令和元年 7 月に条例をされております。また、県内市町でも、ほとんどが 3 月又は早期の条例制定を予定されております。

お配りしております、まず参考資料ということで 1 枚ものの資料 1 の方をご覧いただきたいと思いますが、関係機関・団体の連携を図で表したものでございます。警察や地方公共団体、法テラスや弁護士会、医療機関など、それぞれの役割を果たしながら更に連携して、より適切な支援に繋げることを目的としております。

議案の方を 1 ページめくっていただいて、条例の中身を見ていきたいと思います。

まず、条例 1 ページの第 1 条、目的を定めています。犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、被害者の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害

者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条には、用語の定義を記載しております。

第3条には、基本理念を定め、個人の尊厳とそれにふさわしい権利の保障を尊重しながら、適切かつ必要な支援が途切れなく提供されることを旨として行わなければならないとして、基本理念を定めております。

2ページ、第4条には、町の責務が載っております。基本理念にのっとり、支援に関する施策を総合的に実施するとともに、第2項で、国県市町や民間団体との相互連携を図るとしております。

第5条、町民等の責務。

第6条に、町の相談体制等の整備や情報の提供の規定をいたしております。

第7条には、見舞金の支給として、犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円を支給することとしています。この額の根拠については、先行して条例が整備されている全国の状況を踏みましても、30万円というのが標準かつ大多数でございました。県内でも佐世保市、諫早市、30万円、10万円ということで、県内的にも統一、どこに住所をされても同じ額ということで提案をしております。

第8条には、広報及び啓発を、第9条には、社会通念上適切でない場合には、支援をしないことができる場合ということで、例外規定を設けております。

第10条には、委任事項で規則で定めるということでしております。条例の施行日は、令和2年4月1日から施行ということで、県内市、市ではなく町全体は4月1日施行ということで予定をされております。

第7条については、経過措置ということで、見舞金の支給は条例の施行日以後に行われた犯罪行為によるものについて適用するとしております。

資料2には、犯罪被害者等支援条例施行規則（案）を配布いたしております。主に、内容的には、見舞金の支給に関し、対象者並びに申請手続き等について定義をしております。

3ページ目には、参考資料として見舞金の支給フローチャートを添付しています。これにつきましては、どなたが対象者となるか、また、どういった場合について支給ができるかのという判断が難しい部分もございますが、事件の発生から、認知、警察によるものを内容的には連絡していただく。すみません、参考資料3の方のフローチャートを見ていただきたいと思います。犯罪事件の発生から認知についても警察によりまして、また、その内容についても情報を頂くと、共有するということでございまして、重傷病者については1か月以上の傷病が必要な場合と限っておりますので、これについても警察の方から被害者等の同意を得て市町に連絡をするようなフローチャートとしております。

また、内容につきましても警察等への照会、協議を行いまして支給の決定をしていくということにしております。このフローチャートについては、県警の方から提供いただいたもので、全県統一的なものでございます。

また、犯罪被害者については、今後も川棚警察署等との検証を行いながら、市町村のできる範囲

の中で更に協力しながら犯罪支援に当たるということを予定をいたしております。以上、説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

この見舞金のことでちょっとお尋ねしますけれども、加害者責任が明確になった場合、そして立証された場合、そして、それを加害者側がそれを認め加害賠償をした場合もこの見舞金が出るのか出ないのかを伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

見舞金につきまして、加害者が賠償等が行われた場合にこの対象になるかということでございますが、別でこの見舞金については支給を考えているということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

遺族見舞金にしろ、傷害見舞金にしろ、最終的にこの支給するかどうかということは警察によるということなんですか、それとも町ですか。最終的には町だと思うんですけれど、情報を貰うところが警察、このフローチャート、参考資料 3 から見ると両方とも警察となっていますね、いろんなもの。支給、決定は警察に連絡とかなっていますから。それと、警察と町との関係がどのようになっているか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このフローチャートに書いておりますように、警察から情報は頂きます。頂きますけれど最終的には、市、町において支給の判断、決定をするということになっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第２　議案第２号　東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例
日程第３　議案第３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第４号　東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第５号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第６号　東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第２、議案第２号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例、日程第３、議案第３号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第４、議案第４号東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例、日程第５、議案第５号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、日程第６、議案第６号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上５議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第２号についてご説明いたします。

議案第２号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、令和２年４月から施行される会計年度任用職員制度により非常勤特別職から除外となった区長、交通指導員、森林監守員の表彰や環境保全や環境美化の推進に貢献し、その功績が顕著である者を明記するなどの改正を行うため本案を提出いたすものでございます。

次に、議案第３号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これも、いずれも会計年度任用職員制度に伴い見直しを行うものでございます。

次に、議案第４号東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例。これも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本町においても関係する条例について所要の改正を行うため本案を提案するものでございます。

次に、議案第５号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。これも会計年度任用職員制度の導入に伴い、整備するために本案を提出するものでございます。

次に、議案第６号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも、令和元年人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立したために、本町においてもこれに準じ、職員給与の給料表の改定を行った。会計年度任用職員については、職員の給料表を基準とした給料表を用いていることから同様に給料表の改定を行うために本案を提出するものでございます。以上５件の詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第2号から第6号までの補足、議案の説明をいたします。

5つの条例改正議案ともに、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度に伴うものでございます。

議案第2号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例をお開きいただきたいと思います。町表彰に該当される個人又は団体を定める第2条の条項のうち第1項第7号に会計年度任用職員制度の施行に対して、非常勤特別職から除外されました区長、交通指導員、森林監守員の表彰該当の規定を新たに追加するものでございます。それぞれの職にあられた方で 10 年以上在職した方ということを規定を追加いたしております。

第2号には、それに伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの規定について基準 15 年でございましたが､最近の特別職の方々の経験年数を考慮しますと10年以上に改正して表彰規定を変更、改正する。また、但し書にありました区長につきましては、区長は 10 年以上在職した者とするということを削り、第7号に改めて設置ということでございます。

第8号については、条例を見直す際に、環境保全、環境美化の推進に功績があった方について明記がされておりませんでしたので、今回改正で追加させていただきたいと。その他については、改正に伴う号ずれ等を整備したものでございます。施行日は、令和2年4月1日施行です。

続きまして、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をお開きいただきたいと思います。

これも会計年度任用職員制度に際して非常勤特別職については、上位法令又は町条例で設置の規定があることが必要と、その適用が厳格化されまして見直しをいたしましたところ、非常勤特別職の方にございました保健対策推進協議会委員と高齢者サービス調整チーム委員が該当しないということでございまして、今回職員の方から除外するということでございます。いずれも、令和2年4月1日施行です。

議案第4号東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例をお開きください。

これにつきまして、交通指導員の第6条に規定する部分で、従前、改正前に委員及び指導員は非常勤という項目がございましたが、この非常勤の方を削りまして、委員及び指導員の任期は2年とするという改正でございます。また、第 7 条に町長の命を受け、次の任務に当たるという部分で、第2号成人の交通法規の認識としておりましたが、成人を取りまして、全般的な交通法規の認識ということで改めさせていただきたいということでございます。同じく令和2年4月1日から施行ということです。

議案第5号職員の服務の宣誓に関する条例を一部を改正する条例でございます。お開きいただきたいと思います。

新たに第2条第3号に、地方公務員法第 22 条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるを追加い

たしました。前2項に何があったかというと、一般の職員の服務の宣誓でございまして、町長の面前で宣誓をして読み上げて提出するという2項がございますが、それによらずともいいということでございます。例えば、宣誓書に署名し提出といった形に替えることが可能ということでございます。いずれも、令和2年4月1日に施行です。

議案第6号でございます。東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をお開きいただきたいと思います。

別表1に掲げております給料表の改正でございまして、この給料表につきましては、令和元年9月議会等で条例制定をいただきましたが、その後、人事院勧告に基づきまして、職員の給料の改訂が 12 月議会で承認いただきましたが、改訂を行っております。会計年度任用職員の給料につきましては、職員の給料表に準じております。給料表の1級は技能労務職の1級の号給を、2級は一般職の給料号給の1級に準じておりまして、今回改正をお願いするものでございます。施行日は、令和2年4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、まず議案番号を告げてから質疑をお願いします。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

議案番号は第6号です。3の1ページを開けてください。ここに改正後の1級、2級の号給等が載っているんですけれども、今回、会計年度任用職員の募集に際して、号級5号、すなわち2級であれば15万600円が提示してあったと私は記憶しているんですけれど、この2級の5号、15万600円とした募集に際して根拠は何か、ここをお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

従前、今現在の嘱託職員制度についても、従来から一般職の5号級、1の5号級を適用してきております。また、高卒初任給の格付け、国に準じてこの号給でございまして、これに準じております。どこの市町村についてもこの号級で設定をしていると思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、総務課長の方から、近隣市町、特に波佐見、川棚と横並びにしている、私も確認しました。同じ値段で募集しております。しかし、そこの課においても長く勤務しておられる方、今嘱託で長く、昨日も質問しましたけれど、やはり 10 年位勤務しておられる方がおられるんですね。それは

全く経験値はなくして新たに設定したと解釈してよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

今回、全国的にまちまちであった臨時、嘱託職員とかの職員の制度を、全国統一ということで国の法律で決定をいたしたものでございまして、それに準じて設定をしたということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

同じ関連ですけれど、では、今回 15 万 600 円で 4 月 1 日から採用された職員の人が、また令和 2 年度、同じ更新、引き続きしたら、次の 6 号級の 15 万 1700 円にいくというふうに理解してよろしいですか。それとも、募集は 15 万 600 円で来年度も令和 3 年度、それで募集されるのか。そうすると、非常に、ここのところがこの号級表が矛盾を感じてくるかなと私は思ったから質問しているわけです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

会計年度任用職員は、1 年ごとの任期で募集をいたします。来年度についても、この 1 の 5 号級で募集をいたします。採用後に給料というのは決定をするということになっていくものと思います。

採用後というのは、その人の経験年数とかということも、昇給等もこの会計年度任用職員で認められておりますことから、例えば、同じ方が採用されたということになれば昇給が発生するということがございますということを伝えております。

○議長（吉永秀俊君）

他にはないですか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号

は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号東彼杵町表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号東彼杵町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○――△――

異議ありませんかと言われたので異議ありと言いました。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、異議がありましたので、これから議案第6号に対して反対の方の討論をまず求めます。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

先ほど申しましたように、その募集に際して号級がある。しかしながら、毎年、令和2年度も、来年度3年度も4年度も、同じこの15万600円で募集すると言われました。そして、採用されてから、あと相談して決める。そうしたら、この号級の意味がなさないということになるわけですよ。何のために、何のためにこれを定めたのか。普通の一般職の職員さんは採用された時に、大学を卒業したり、高卒で採用されたらおそらく号級の1級から始まって1年間勤務されたら2級に上がっていく、3級に上がっていく、私はこういうふうに理解をしております。同一労働同一賃金、政府の働き方改革はあったわけです。あったにもかかわらず、募集でこの時やる、何回か働いてそれが上がっていかない、何かおかしい。釈然としません。だから私は反対と言っているわけです。

だから、ここのところは、この号級表と今回募集は一貫性がない。ここのところをきちんと町の方で定めて募集に当たらないと、ただ、波佐見町と川棚町と横並びして相談して決めた理由が、非常に脆弱と言わざるを得ません。そして、採用されてから、町長に聞きました、どうやって決めるのですかと。規定があるかと聞いたら、規定はありません、定めていませんということでした、この細部規則がです。だから内部態勢が整っていない。そういう形においてこの第6号議案を私は認めるわけにはいかないと言っているわけです。不十分。きちんと定めてから議案を再提出してもらいたいなということが私の意見でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に賛成の方の討論を求めます。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

大石議員はちょっと勘違いをされているのではないかなというような気がします。正規職員たる人たちは定年まで継続して雇用契約がされております。ですから、1年ごとに等級が上がっています、これは当然の話。臨時あるいは嘱託職員は、1年契約という形になっておりますから、当然、再雇用の場合は所定の号級でスタートするということが当然の話であって、それを補填するために今総務課長がおっしゃた年級と言いますか経験級を別途支給することができるという規定があるという話ですから、今おっしゃった部分の不公平差の部分に関しては、この別途で支給される部分で担保されると私は解釈しますので。そうなんです。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

発言中ですから。

○9番（橋村孝彦君）

私の解釈でいけば、そこの差額の部分は別途経験級を支給されるということですから、そこは担保されると私は解釈しておりますが、いかがですかという話です。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

ちょっと待ってください。

それでは、討論中でございますけれど、ここで暫時休憩をして自由討論というそういう場を設けます。

暫時休憩（午前9時59分）

再　　開（午前9時59分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

次に、原案に反対の方の討論を求めます。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。

次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

議案6号に関しましては異議がありますので起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおりに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。したがって、議案第6号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7　議案第7号　東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第7、議案第7号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第7号についてご説明いたします。東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、人口減少対策の重点施策とした持ち家奨励金制度について、引き続き本町への移住・定住促進を図る必要があり、本条例の有効期限を延長するとともに、人口流出防止策として町内者と転入者の公平性を図り、更に住宅取得に係る新築家屋と宅地取得との奨励金区分を明確化し、住宅取得状況に即した均整ある施策とするため本案を提出するものでございます。詳細につきましてはまちづくり課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして補足説明いたします。

別添で準備いたしております補足資料をご用意いただきたいと思います。持ち家奨励金制度、いわゆる定住促進条例でございますが、見直しの内容について整備をいたしております。

改正点としまして3点。1つ目に、U･Iターン者及び町内在住者との区分を廃止し、奨励金の区分を新築住宅家屋、住宅取得用地に区分し設定をいたしております。

2つ目に、奨励金は新築家屋を定額70万円に設定。また、転入者及び町内者で住宅用地を取得して新築住宅を建築する者においては、住宅取得経費に対し上限30万円助成、取得費の2分の1以内ということで設定をいたしております。

3つ目に、施策の対策期間を3か年の時限措置といたしております。

表の方でございますけれども、改正制度と現行制度の比較でございます。まず、町内の業者におきましては、これまでU･Iターン者、町内在住という形で区分があったわけですが、これを廃止いたしまして、区分を新築住宅（家屋）、宅地取得という形にいたしております。

新築住宅におきましては、補助率は定額70万円ということでございます。宅地取得につきましては、取得費の2分の1以内で上限30万円ということで、2つとも関係するならば最大100万円という内容になります。

続いて、一部町内業者におきましての交付要件は、これまで5か年間こういった事例があっておりませんので、やはり町内業者への誘発ということを含めて廃止をいたしております。

町外業者におきましては、新築住宅は定額35万円、70万円の半額2分の1でございます。

宅地取得におきましては、町内業者同様、これは関係ございませんので上限30万円という形にいたしております。

続いて、中古住宅の取得におきましては、1戸当たり30万円、これは宅地を含む内容でございます。また、これまでも子育て世帯支援加算措置ということであっておりましたが、そのまま継続をいたしまして、10万円という内容に設定をいたしております。

議案の方におきまして説明をさせていただきます。

まず、改正の内容は、目的、第1条でございますけれども、本来の規定におきましては、予算の

範囲内という文言を入れるのが通例でございまして、これが改正前におきましてはございませんでしたので、例にならい予算の範囲内という文言を追加いたしております。

第2条、対象者でございます。改正前は、自己名義の住宅用地に建てるという規定でございましたけれども、これを無くしております。この内容におきましては、これまでの町民の意見としまして親名義に建てるといった場合、これまでの規定におきましては、名義変更等をしなければ要件として満たさなかったわけですが、こういったことを含めて、今回自己名義の住宅用地にという文言を削除いたしております。第3号におきましても同様な考え方でございます。

附則でございますけれども、この条例が時限措置でございまして、現条例が令和2年3月31日で終了でございましたので、3年間延長ということで令和5年3月31日までの時限措置ということで改めております。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行といたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今回こういうふうに条例改正されたということは、以前から町内に住んでいる方々の、若い人たちの流出を防ぐためにも町内にそのまま在住する支援もと言ってきておりましたが、これが拡充されることによって大変良かったのではないかと思っております。しかし、その200万円から70万円にされた根拠をまずお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

根拠は、元々100万円だったのを200万円に上げたんですが、100万円に戻させていただいて、その代わり土地代、宅地費を細分化したということでそういう方向で進めたいと思って、今回改正をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

例えば、宅地を取得されて、一般的に考えれば、宅地を取得してすぐ家を建てられるということが一般的に考えられるのですが、宅地だけ良い物権があったから購入していてあとで建てようといった場合にも、そのままそのとおり宅地を取得した場合にも、あと、例えば10年後とか極端に言えば、建てるとした場合でも支給をされるのかどうか。取得してから何年までに建てなければいけないとか規定は考えておられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、その説明もまだしていませんでしたので、まちづくり課長に補足説明をさせます。

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

大変申し訳ございません。説明の折、その内容につきまして説明が漏れておりました。

表の交付要件の2ページをお開きいただきたいと思います。交付要件の、奨励金の対象となる住宅等はとございますが、下の下線部分でございます、宅地取得についてはというところでございまして、新築住宅の建築年日から遡って2年以内に申請人が取得、いわゆる所有権を取得し登記が完了したものということです。ですから、建築をされる2年前までには宅地を取得したものと。3年前とかは対象としない。やはり、この定住の意思が明確なものとして準備期間等も考慮し、2年間の期間を判断いたして設定しております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今の説明でいきますと、結局は取得してもすぐには交付金が下りない。家を建てないと下りないということでよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

1ページの第1条、新たに加わった条文です。予算の範囲内でというところで質問させていただきます。予算の範囲内でということは、持ち家奨励金の来年度予算が上がってきていますが、ということは、ぶっちゃけた話、先着順という考え方でよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この意味合いとしましては、当初設定しました予算の範囲内ということではございません、そういった要件、案件が出れば、当然これは、町の判断として対象とするという必要性があった場合には、改めて予算でのご相談をしていくというようなところで考えております。この当初にお願いし

た内容だけで先着順で対応していくという考えではございませんのでご理解をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そうなりますと、予算の範囲内ということは、この文言が気になるわけですよ。一般の町民、私以外で読んだ範囲内では、予算の範囲というのは先着順です。きちんとその状況によって補正予算を組みます、需要によってという文言が入っていれば、何かの付帯、これ以外のやつに担保されれば良いんですけれど、予算の範囲内ということは、先着順ということではないんですか。町長に伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

予算の範囲内ではということは、先着順ではございません。予算の範囲内としておかなければ、規則 100 万円としていますね、例えば、決めていても私の裁量で増やしてくださいとなった時に、自由に動かせるような形になってはいけないと思っております。だから、予算の範囲内というのは、100 万円組んでいます。この範囲で件数が増えたら増やしていかせていただきたい。議会に諮らなければいけませんが、予算ですから、当然。ですから、そういう感じで、予算の範囲でと設けております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 7 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8　議案第 8 号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 9　議案第 9 号　東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 8、議案第 8 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 9 号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 8 号でございます。東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。国民健康保険制度の安定的な財政運営を図ることを目的として、令和 2 年度国民健康保険税率の変更を行うことに伴い、所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例でございます。この件につきましては、ふるさと応援寄附金を財源として活用できる事業区分を変更することで、特色あるふるさとづくりと町民協働のまちづくりを推進するため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 8 号についてご説明いたします。

議案第 8 号資料と書かれました用紙をご覧ください。こちらの方でご説明を行います。

まず 1 番の改正の趣旨につきましては、国民健康保険法等の一部が改正され、平成 30 年度より国民健康保険の運営は広域化され、長崎県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営等、中心的な役割を担うこととなりました。

そして、長崎県の国民健康保険運営方針では、県内市町の保険税の賦課方式を 3 方式とし、保険税水準の統一化を目標としております。

昨年度、当町の国民健康保険税の賦課方式は、固定資産税額に応じて賦課をする資産割を廃止して、所得に応じた金額の所得割、一人当たりの金額の均等割、一世帯あたりの金額の平等割の 3 つを合計する 3 方式に改正を行いました。また、税率については、長崎県が示す東彼杵町の標準保険料率を基に決めていきますけれども、資産割廃止の影響で他の割合負担が増加するため、被保険者にとって急激な負担増とならないよう、令和元年度から令和 3 年度の 3 年間にかけ、段階的な緩和

措置を講じた上で税率の改正を行いたいと考えております。

2番の改正の概要ですが、令和2年度の国民健康保険税率を以下の表のとおり改正しております。

所得割、均等割、平等割については、それぞれ令和2年度の標準保険料率を基にして、改正前の現行の税率と標準保険料率との中間を、改正後の税率としております。

表につきましては、右側の改正条項が新旧対象表の条項に対応しております。表のア基礎課税額、医療分に関する税率ですが、第3条から第5条の2までになります。所得割を8.18%から9.26%へ、均等割を2万7100円から2万9900円、平等割を2万1800円から2万2500円へ改正いたします。表のイ後期高齢者支援金に関する税率ですが、第6条から第7条の3までになります。所得割を2.64%から2.81%へ、均等割を8400円から9000円へ、平等割を7500円から7100円へ改正いたします。表のウ介護納付金に関する税率ですが、第8条から第9条の3までになります。所得割を2.02%から2.23%へ、均等割を9700円から9800円、平等割を5300円から5200円へ改正いたします。

特定世帯関係部分と、資料裏面第23条関係になりますが、均等割及び平等割について軽減制度がございますので、各軽減の対応している箇所について改正しております。表のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

最後にこの改正の影響についてですが、令和元年度の所得で関係世帯1,228世帯の試算を行いましたが、1世帯当たり平均で年間1万4382円の増額となります。なお、所得の無い1人の方、例えば、お1人の年金暮らしの方は年間1100円の増となっています。

施行日は、令和2年4月1日となります。ご説明については以上になります。

続きまして、議案第9号についてご説明を行います。

新旧対照表の方をご覧ください。東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例に基づき寄附された寄附金につきましては、第2条の区分に掲げております事業の財源とするよう定めております。第2条中、事業区分の第1号から第5号までを新旧対照表のとおり改正する内容になっております。この第1号から第5号に記載してある事業ですが、これは、第5次東彼杵町総合計画中に掲げている政策をベースに、落とし込んだ内容となっております。

現在は、業務区分として、ある程度具体的なものを列挙しておりましたが、ふるさとづくり、まちづくりは、総合計画が基本にございますので、総合計画に挙げております政策を事業区分にすることによって総合計画の方針に沿った事業の財源や、将来的に新たなふるさとづくり、まちづくり事業を行うにしても、その時々の施策の財源に充当しやすくなると考えており、改正を行っております。

なお、施行日については、令和2年4月1日となります。

説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は。先に議案番号を告げてからお願いいたします。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

議案第 8 号です。平均的に上がっておりますが、資産割が無くなったわけですよね、ですから、先ほどトータルとして 1 万 3000 円。いくらですか、平均。

○――△――

1 世帯の平均は 1 万 4382 円の増額になります。

○9 番（橋村孝彦君）

これは資産割が無くなった分は担保できたのか、トータルとして上がったのか下がったのか。そこら辺の計算はできているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

資産割を廃止したのは昨年、資産割の廃止を行ったのですけれど、その時は 1 人世帯辺り 3000 円、トータルで計算しておりませんけれど、昨年度は資産割の分は充当できていなかったんですけれど、今年度の改正によって資産割分は担保できております。合計税額的には担保をしております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

議案第 9 号です。応援寄附金のことなんですけれど、総合計画に沿って改正されるということなんですけれど、活用する方にはわかりやすく使いやすい改正だろうと思いますけれど、寄附をされる方については、選びにくいのではないかと思います。とりあえず、ひとつずつ具体的なものを、どういうことに該当するのか説明をお願いできますか。ゆっくりお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、総合計画の中に基本方針として定めておりますので、その中で、新しい魅力を作り出す事業などは、活力あるコミュニティ組織づくりとか、雇用創出による定住の促進、この辺を総合計画の方に書いておりますので、全部言わなければいけませんか。あとで。

寄附を貰う方に対しましても、こういうまちづくりに対してはいろんな要件もございますでしょうけれど、先ずは、こちらの詳細もお知らせをしながらいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

確認ですけれど、今までも寄附をいただく、寄附をしてもらう時に、どれを選んでくださいということが8まであったんですね。今回変わった場合、さっきも言いましたけれど、この中から選ぶということになった場合に、対面で聞いて選ぶのであれば良いかなと思いますけれど、例えば、見ただけで、どれでも良いとなるのではないかということが考えられるんですけれど、そういうことは考えられないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

寄附者の申し込みのほとんどはインターネット上の申し込みになっております。インターネット上で、どういう目的にということで選んでいただくんですけれど、今考えているのは、インターネット上のサイト上で、魅力を作ると書くんですけれど、その横とかに具体的な、こういう具体的にはこういうものですよと説明をしながら、目的をわかりやすいように表示したいなと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号、議案第9号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第10号　東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第11　議案第11号　東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12　議案第12号　東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第13　議案第13号　東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第10、議案第10号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第11号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第12号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第13号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第10号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、職員の経過措置を延長し、適正な職員配置と資格要件を満たすため本案を提出するものでございます。

次に、議案第11号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、本条令の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

議案第12号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とし、子ども医療費助成の対象年齢を拡大することにより、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提

出するものでございます。

議案第13号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、令和元年11月19日に印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知がされ、令和元年12月14日から実施された。今回の改正により成年被後見人が印鑑登録を行うことが可能となったため本案を提出するものでございます。以上、4件の詳細につきましては、町民課長から説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

まず、議案第10号について補足説明をいたします。

東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準が令和2年4月1日以降、従うべき基準から参酌すべき基準に見直しされることに伴い本町の条例について所用の改正を行うものです。条例では、放課後児童支援員の配置を義務付けており、支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものとなります。支援員の研修を受講するためには、資格要件があり、保育士、教員、社会福祉士の資格を有する者や、資格を有しない場合は、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事していることなど一定の経験が条件となります。

放課後児童支援員の研修の受講資格があり、研修を未修了で令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者は、支援員として見なすことが可能となっております。

今回、国の基準の参酌化、施行後3年間、令和4年度末までに研修を修了する予定の者もこれまで同様に支援員と見なされるので、この期間内に研修を修了した支援員を確保するため、経過措置の一部を改正するものです。

次ページの新旧対照表をご覧ください。このことから、附則第3条中、平成32年3月31日を令和5年3月31日に改めまして、附則、この条例は令和2年4月1日から施行とするものです。

続きまして、議案第11号について補足説明をいたします。

こちらにつきましては、幼児教育、保育の無償化施策のため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としまして、3歳児以上の利用料無償、食事の提供に要する費用のうち、低所得者及び第3子以降の副食費の免除、その他条例内の文言の整備を行うものです。

次ページからの新旧対照表をご覧ください。1ページから7ページにつきましては、支給認定制度から給付認定制度とされていることに伴う用語の改正、追加などの改正になっております。

8ページをご覧ください。第13条第4項第3号のイからホまでは、副食費の免除について新たに定めているものです。イにつきましては、年収360万円未満の世帯についての記載。ロにつきましては、年収360万円以上、第3子以降についての記載となっています。ハにつきましては、年収360

万円以上、兄弟で同時入所していることについての記載です。ニについては、年収 360 万円未満、要保護世帯についての記載となっています。ホについては現行どおりのものとなっています。

これ以降の条文につきましても、国の基準の一部改正に伴う条文の整理を行っております。

最終ページの 35 ページをお願いします。国の基準の改正の施行日、令和元年 10 月 1 日から 1 年を越えない期間内においては、市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の定める基準と見なす経過措置がございまして、今回一部改正を行いまして、附則、この条例は交付の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用するとするものでございます。

続きまして、議案第 12 号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

福祉医療費の支給につきましては、現行では乳幼児、母子家庭のほか中学生の 15 歳までを対象としていますが、対象者を拡大し、18 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日までとするため条例の一部改正を行うものです。

次ページの新旧対照表をご覧ください。このことから、第 2 条第 3 項中、15 歳を 18 歳に改め、第 5 条第 3 号中、昭和 36 年政令第 405 号を、第 2 条第 4 項第 2 号で既に引用されていますのでここは削りまして、附則、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。ただし、同一前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるとするものです。

続きまして、議案第 13 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例です。

こちらにつきましては、成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことなどにより、本条例の一部を改正するものです。

これまで、成年被後見人については、印鑑登録の資格がありませんでしたが、本改正により法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人から印鑑登録の申請がある時は、その日、成年被後見人は、意思能力を有する者として印鑑の登録を受けることができることとするものです。

次ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条、但し書中、満を削り才を誤記により改め、成年被後見人を意思能力を有しない者（15 歳未満の者を除く）に改めます。

第 6 条第 1 項第 3 号中と次ページの同項第 8 号中については、国の要領の改正に併せて文言の整理を行うものとして、附則、この条例は公布の日から施行するとするものです。以上、よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、まず議案番号を告げてからお願いいたします。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 42 分）

再　　開（午前 10 時 53 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 14　議案第 14 号　東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 14、議案第 14 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 14 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしまして、民法の一部を改正する法律に伴い、公営住宅明渡請求に係る支払家賃の利息の法定利率の引下げほか、条例の内容を現状に即したものにするためで提案をするものでございます。詳細におきましては建設課長から説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 14 号につきまして町長に代わり説明をいたします。

今回の条例改正の主な点は、民法の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されることに伴い、公営住宅の明渡請求に係る支払家賃の利息の法定利率の引下げを行うことと、収入申告や家賃の決定に関しまして国土交通省の通知によりまして長崎県の県営住宅管理条例が改正されることに併せ、本町の条例も改正するものです。

また、上位法令の改正等に伴う条ずれや字句の修正と表現の仕方がわかりにくいものがありましたので、今回併せて条文の整理を行っております。

先ずは、新旧対照表の 9 ページをご覧ください。第 42 条第 3 項の公営住宅の明渡請求時の利息についてですが、今回の民法改正によりまして法定利率が年 5 分から 3%に引き下げられ、今後も市中の金利動向にあわせて法定利率が変動するような仕組みとなりますので、現行の年 5 分を利息が生じた最初の時点における法定利率に改めるものです。

続きまして、4 ページにお戻りください。第 15 条第 3 項ですが、収入申告につきましては、以前より公営住宅法第 34 条や、公営住宅法施行規則第 9 条により課税台帳などにより収入額の確認をすることができましたが、今回、国土交通省の通知を受けまして長崎県の県営住宅管理条例が改正することから、本町も第 15 条第 3 項中に、町長は第 1 項の規定による収入の申告の次に、又は公

営住宅法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した入居者の収入を加えるものであります。

続きまして、次ページの第 16 条第 4 項ですが、認知症の方や知的障害者などを抱え、自ら収入申告をすることが困難な方の申告義務を免除いたしまして、先ほど第 15 条第 3 項で申し上げました法第 34 条等による収入調査により把握した収入に応じ家賃の算定をすることができることを定めたものです。これにつきましても国土交通省の通知により県営住宅管理条例が改正されますので、それに併せ本町も条例を改正するものであります。その他につきましては、先ほど申しました上位法の改正等に伴う字句の修正及び条文の表現を現状に即したわかりやす表現と変更、また、先ほどの 16 条に第 4 項を新設したことによる関係する条文への追加をしております。

附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日より施行するものでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 14 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 14 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 15　議案第 15 号　東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例

日程第 16　議案第 16 号　東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 15、議案第 15 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第

16 号東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 15 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、平成 31 年 3 月 31 日に閉校した東彼杵町立千綿中学校の跡地活用として、東彼杵町立千綿小学校を移転するにあたり、条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 16 号東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、町の諮問機関である文化財審議会について、条例で定める必要があるため本案を提出するものでございます。以上 2 件の詳細について教育長より説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長に代わり補足して説明をいたします。議案第 15 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表をご覧ください。現在の千綿小学校の位置を、平成 31 年 3 月 31 日に開校しました旧千綿中学校の位置に改めるものでございます。

第 2 条の表中、千綿小学校の元位置、平似田郷 740 番地を 821 番地 1 に改めます。

また、附則としまして、令和 3 年 9 月 1 日から施行するということにいたしております。第 15 号につきましては以上でございます。

次に議案第 16 号東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表をご覧ください。改正内容としましては、提案の理由にも記していますけれど、文化財審議会、諮問機関でございますけれど、これまで規則の中で定めておりましたけれど、条例で定めるということで一部改正をいたします。

新旧対照表のまず第 1 条ですけれども、上位法の文化財保護法による位置付けが、条文が変わっておりましたのでこれに伴いまして現在の 98 条という規定を 182 条に改めます。

次に、第 4 条に第 6 項を追加をいたします。文化財の指定認定の際にあらかじめ審議会の意見を聴くという内容でございます。

次に、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げまして、第 6 条の次に第 7 条として文化財審議会の設置について第 3 項までを規定をいたします。第 1 項が設置、第 2 項につきまして文化財の保存活用に関する重要事項について諮問に応じて調査審議を行い、意見を述べるという内容でございます。第 3 項につきましては、前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織運営に関して規則で定め

るといたしております。

附則としまして公布の日から施行しますとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 16 号をお願いします。新旧対照表の第 6 項で文化財審議会の意見を聴くと書いてありますけれど、文化財審議会というのは何名で、どんな方がおられるのかまず教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

文化財審議会の委員さんは、現在 2 名の方にお願いをしています。主には、新しく町指定の文化財を指定する場合に意見を聴く。その他、一昨年からふるさと発見という町の歴史資料の改訂を行っておりますので、その内容について審議会に諮りまして委員さんの意見を伺っております。定例で開くというのではなくて、そういった事案が発生した時に審議会をお願いいたしまして、委員さんに意見をお願いしております。

委員さんにおかれましては、歴史資料館でのボランティアあたりを行っていただくとか、あるいは、長崎街道ウォークでの説明を行っていただくとか、町の歴史に対して見識があられる方を選考いたしましてお願いをいたしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

まだその方の 2 名は決まっていないということで理解していいですか。決まっているんですか。決まっていたら名前を教えてくださいという質問もあったんですけれど。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

文化財審議委員さんの２名ですけれど、千綿地区の冨永さんと彼杵の宮川さんの２名に現在委員としてお願いしております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号、議案第 16 号は、会議規則第 38 条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号、議案第 16 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号東彼杵町文化財保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 17　議案第 17 号　負担付贈与の受入れについて

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 17、議案第 17 号負担付贈与の受入れについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 17 号について負担付贈与の受入れについてでございます。

1、贈与物件は別紙のとおりでございます。2、贈与者は長崎県、代表者は長崎県知事　中村法道。贈与の目的、町民農園の用に供するため。4、贈与の条件、(1) 東彼杵町は贈与物権を町民農園の用途に自ら供さなければならない。(2) 東彼杵町は、贈与物件のうち建物等を指定用途に供するために自己の負担で解体するものとする。(3) 指定用途に供する期間は、本契約締結の日から起算して 5 年とする。(4) 東彼杵町は用途指定期間内において、贈与物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により、指定用途の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により長崎県に申請しなければならない。(5) 長崎県は、東彼杵町が契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができるとなっております。

提案の理由は、先ほど申しましたように町民農園の用に供するため、負担付贈与を受入れる必要があり本案を提出するものでございます。詳細につきましては、農林水産課長から説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（髙月淳一郎君）

議案第 17 号について町長に代わり説明いたします。千綿女子高等学園跡地につきましては、1 月 14 日に開催させていただきました全員協議会で、県に提出した事業計画書を提出、説明させていただき、その折今後の予定として県との仮契約が 2 月末頃、3 月議会において地方自治法に基づく議会議決の議案を上程させていただく見込みであるという目途の話を説明させていただきました。その後、予定どおり県の決裁手続きが進み、2 月 27 日付けで仮契約を締結いたしております。その仮契約条件の中には、一定の条件が付されております。地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定で、負担付の寄附又は贈与を受ける場合に議会の議決を要すると規定されており、今回議案を提出させていただいております。

ここで言う負担付贈与とは、地方自治法解説によれば、贈与を受ける際に何らかの条件がされ、この条件を履行しない時に贈与の契約が解除され返還義務が生じるようなものをいうとされております。その条件といいますのは、議案下記以下の 1 から 5 に示す内容でございます。

1 つ目は、贈与物件を町民農園の用途に自ら供さなければならないという用途指定の条件であります。2 つ目は、贈与物件のうち、建物等を指定用途に供するために、自己の負担で解体するという。解体費自己負担の条件であります。3 つ目は、指定用途に供する期間は、本契約締結後、現在仮契約でございますので議会議決日が本契約日となりますが、5 年という指定期間、指定用途の期間の上限。4 つ目は、用途指定期間内において、贈与物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により、指定用途の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により県に申請しなければならないという、指定用途の変更又は解除する際の条件。最後は、長崎県は、町が契約に定める義務を履行しないときは契約を解除することができるという、町の履行義務違反に対する契約解除の条件であります。以上、5 つの条件の下で贈与を受入れることが負担付贈与の

内容でございます。

なお、事業計画そのものにつきましては、1 月 14 日ご説明申し上げておりますので省略をさせていただきます。ご審議についてよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

この負担付贈与ということで、県が所有する旧千綿農学園跡地を 5 つの条件の下に贈与を受けるということなんですが、先ずは確認いたします。

この件につきましては、この発端と言いますのは、豚舎の誘致からこの流れになったものと思っております。まず、町長に 2 つ確認します。明確にお答えください。

確認したいのは、施政方針に、3 ページに現在長崎県と無償による町への譲渡の交渉を続けており、近隣の皆さまのご理解をお願い申し上げますと。そして、手続き完了後は、滞在型市民農園の設置、そして、都市部からの短時間で接続できるように有利性を生かして、大村湾を眼下に見下ろす景観の素晴らしさを発信してこれに取り組むということなんですが、贈与を受けるにあたって、要は町が贈与するからこの計画を立てたものか、逆に計画を立てたから県にくださいよと言ったものかをお答えください。

もうひとつ、更には使用用途は町民農園ですね。町民農園として 5 年間、これを使うということなんですが、これは 5 年間は絶対行政財産としてやらなくてはならないという状況なんです。その後は普通財産として何をしようが良いという形なのかと推測はいたします。町長に聞きたいのは、確認したいのは、これを 5 年後も町民農園としてやっていこうという考えなのか、それとも 5 年後は違う方向性でいくのか、ここだけまず 2 つお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず 1 点目の県からの方向ではございませんで、町がまず提案をしました。どういう方向で使われるのかと県から打診がありましたから、町が計画をいたしました。それが、第 1 点目です。

次の 5 年後でございますが、とりあえず、私は、5 年はそういう行政財産としての制約を持っておりますけれど、県にももう一度確認をいたしました、5 年後はどうなのかと。それは、もう 5 年後は関与はしないということでございますので、5 年後のことを今私が申し上げるべきではないのかと思っております。5 年間は行政財産でいく、その後は、その後町長になられた方が判断をしていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

5 年後はわからないということなんですね。

ちょっとこれに関連するのではないんですけれど、いこいの広場が今年度閉園しますよね。約 30

年になるのか。当時の町長が池田町長です。その後、紙谷町長、渡邉町長、そして岡田町長。イニシャルで言えば IKWO ですよ。その時の考え方を、私は今まで議案の審議中だったんですが、ちょっと考えてずっとおりました、このことに集中して質問しようと思って。池田町長は、イニシャルで言えばIKWOです。いつまでもこのいこいの広場を使って欲しいと思いで造られたと思うんです。だからＩですね。Kはこれではいけないと考えたんですよ。このK、そして研究、そして工夫。2つのKです。そして指定管理者にされたんですよ。そしてW、これはわ、しかありませんので、私の代ではこれは閉園させてはいけないということで、一度は口にされたんですよ、閉園すると。閉園するとしたんですが、自分の代では閉園はちょっといささか勇気が足りなかったのかなという思いがあったと思います。0ですよ、ここで0は思い切って閉園なんですよ。

私が言いたいのは、町長が、首長が代われば考え方が変わる、管理状態も変わるということを言いたいんです。そうすると、5年後はわからない。当然その後もずっとわからない状況の中に、この5つの条件、特に問題なのは、(2) 建物等を指定用途に供するために自己の負担で解体するものである。これが一番問題なんですよ。負担付、書いてある負担付贈与ですから負担があるということなんですが。例えば、ここに施政方針で書いてあるように、大村湾を見下ろす景観の素晴らしさを発信するとは、そうすると最初に取り組まなければならないのはここからやらなければいけないんですよ。それを売りにするのであれば。そうすると、先ずは解体してそこの景観の素晴らしさを発信するような状況にしなければいけないんですよ。それをするには、1月14日の説明では、補正予算を9月に上げると言われました。間に合いますか。間に合わないでしょう。

私は、現地も見てきました、1月14日にこの町の説明を受けまして、おそらく地域の関係自治会には説明があるものと思っていたんですよ。ところが、いつまでもなかったので私が2月22日東宿コミュニティセンターにおいてこの説明会をやりました。資料は、全て、農林水産課長が出した資料をパワーポイントに書き換えましてやりました。その時に、まちづくり課長は他の用事でうろうろされていたと思います、公民館にですね。そういった形でやったんです。

その時のことが非常に頭に残っています、この贈与を受けるにあたって。東彼杵町は荒れた土地がいくらでもあるではないかと、改めてその土地を、負担をして、いつまでするのかわからないのを貰ってどうするんだという意見がかなり多くありました、大丈夫かと。町長が代われば考え方が変わる。町長の、今度は0、思い切ってやろうと、思い切っての0です。先ほどは思い切って閉園だったんです。思い切ってやろうというような形なんです。果たして大丈夫かなと思うんですね。

是非、こういう機会であれば、私は、この2番目は17、18年間ぐらいほったらかしているんですよ、県が。その、言葉は悪いですが、県からしたらお荷物財産ですよ。それをあえて東彼杵町がそれを受けると。本当に大丈夫ですかと、私はそう思います。本当に計画的、県も巻き込んでやるのであれば、ひとつのチャンスの時期でもあるんですよ。と言うのは、今新型コロナウイルス、ここに隔離施設を作ったらどうですかと、県と一緒に取り組んだらどうですか。そういった頭の切り替えをやらないと、本当に、今度は東彼杵町のお荷物財産になりますよ。そういうことを考えて、次の0は思いつきで、こういうことをやってもらっては困るんです。是非、そういうところを含めて、町長、本当にこれで良いんですかと、改めてお伺いします。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、一番の発端は、豚舎がここに来るということで町が駄目だとなれば、本当に、財産として一般競争入札になると。そういうことを話を聞いておりましたので、そうなったら、何でも業者が来るではないかという予測がありましたから、県に話をしましたところ、やはり、先ほど森議員がおっしゃたように、条件がございましたね。県は不動産鑑定をされております。解体費の予算の見積もりも出されております。当然、不動産の鑑定と解体の予算が上回らないと無償譲渡はできない。そういうことで調査をされております。解体費の額が不動産鑑定による評価額よりも上回ったものですから無償となったということです。それで、皆さん方のご意見をお聞きをして議会で決めていただくし、地域に説明が遅くなったということは、まだ正式な契約を県と結んでおりませんし、決定したらお話しに行こうという考えでおりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

正式な契約をしていないということでありますが、2 月 21 日に既に仮契約をしているではないですか。普通、こういった流れになると仮契約をすると本契約までスムーズにいくんですよ。だったら、仮契約の前に説明するべきではないんですか。違いますかね。私の感覚では、仮契約をする前に町は説明をするべきですよ。それが筋ではないですか。もう少し順番を考えて、そして将来的にどうやったらこの財産を維持管理できるか。町にとって、本当にこの財産を受け取って良いものか悪いものかを判断して、魚釣りの入れ食いみたいにぱくっと食うのではなくて、良く吟味して食いついていってください。

そうしないと町のお荷物財産になることがほぼ。私は、20 年後、果たしてこの町民農園を続けたとしても、おそらく説明書の中にも町民農園と書いてみたり、市民農園と書いてみたりしてあります。たぶん、どこかの受け売りですよ。悪く言えば猿真似。

こういったものが本当に良いのかということを良く考えてやっていただかないと。町長の、競争入札になってどんな業者が来るかわからないと。その心配も確かにありますが、今言ったようなことがある程度、私は町民農園は 20 年は続かないと思います。それは、人口減少です。我々団塊の世代がちょっと家庭菜園でもやろうかという人間がいるかもしれませんが、私たちより若い人たち、果たしてそんな人がいるかなと。人間もいません、そんなたくさん。東京都だったら、河川敷に奪い合って市民農園をやっています。しかし、ここはいません。その前に荒地もいっぱいあります。そういったところを踏まえて町民が納得しますかといったら、おそらく私は納得しないと思います。

そういったところで、私は町長に対する助言とまではいかないですが、もう少し考えた方が良いではないですかということを申し述べました、是非参考にしてください。

○議長（吉永秀俊君）

答弁はいいですか。

他に質疑はないですか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 17 号、自己の負担で解体するということを、この前、約 1 億円掛かると説明を受けました。この 1 億円という根拠は町で出されたものなのか、県で出されたものなのか、どちらですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは長崎県が算定をいたしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

長崎県、あまり信用性というのは、町がやってる、他人任せの見積もりですからわからないわけですよね。一応町としてはそれを信用したということで計画を進めておられるのでしょう。

もうひとつ、これを作った後に、付帯設備を壊した後に、いろいろなものを作りますよね、展望所から、いろんなものを作る。その費用は、どのくらいと、今度は町が見積もる、主体的に見積もっている。どのくらい見積もっていらっしゃいますか、全て。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（髙月淳一郎君）

先ずは、概算ということでございますけれども、申し上げたいと思います。

まず、クラインガルテン、宿泊建物。

○――△――

トータル。

○農林水産課長（髙月淳一郎君）

トータルで言いますと、イニシャルコストでクラインガルテンも含めますと約 4400 万円です。そのうち、クラインガルテンという建物の方を 2700 万円と見込んでおります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

産業建設文教常任委員長が、熊本に視察に行かれて、どこかで農園をやっているが今は荒地になっているという報告がありました。私は、先ほど森議員が町長に質問された状況は、私も同様の意見を持っています。解体費用約 1 億円、新たに 4400 万円、全く純粋な、補助金なしですよね。1 億

4400 万円の町税を投入してあそこを作ったことによって、あとあそこが使われなくなった、荒地になったとなったら本当にお荷物財産。

私は、東彼杵町はどんどん平地の方でも、わが東町の海岸の方でも誰も作る人がいないから誰か作ってくれないかなと、蔵本の方でもありました。それから、総合会館の裏側、これもあります。至る所耕作放棄地が増えてきます。何も千綿農学園跡地までいかなくても、この国道沿いで、いっぱい家庭菜園ができる。果たして借りる人がいるのか。ここが一番危惧しているわけなんです。

ここのところの見積もりはちゃんと立てられた後に、あるいは町外から来る人たちに、長崎市とか福岡市とか佐世保市とか、滞在型と言われました。それの見積もりはきちんと立てておられているのか。ここが肝心なところ、肝心要のところかな。これが本当に荒地になって使わなかったら、1 億 4400 万円の投資が完全に無くなってしまいます。であれば、そういうことを抜きにして、県がどう使うのかわかりませんよ。先ほど町長が言われた競争入札であそこを売却する。何に使われるかわかりませんけれど、そういうリスクがあるんですけれど。1 億 4400 万円の投資と県がきれいに解体して投資をする。どの企業がくるかわかりませんが、どっちがいいのかなと考えた場合に、そこのところを一歩、拙速ではなくてもう一歩こらえて検討する価値があるのではないかなと。検討して検討して検討して、この案が良いのであれば私は 1 年間ぐらいやっても良いのでは、検討する時間があっても良いのかなと。今までずっと待っていたわけでしょう。県も待っていました。だから、先ほど思いつきで、もっと熟慮していろんな町民の人の意見を聞いて、そしてやられるのが筋かなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそうでございますが、私がこれをお願いをいたしましたのは、とにかく豚舎が来るということで大反対でございましたもんですから、先に町が押さえなければいけないのかなと思って交渉を進めてまいりました。今、まだ仮契約でございますから、ここに項目が入っております。いろんなやむを得ない時には解除、変更できるとかなっておりますので、この辺はまだ議会の方と町民の皆さんの意見を当然お聞きしなければなりません。ですから、ここに項目に入っているわけでございます。解除が必要ある場合は詳細な事由をつけて出すということでございますので、これは皆さん方のご意見を十分お聞きをしたいと思います。

とりあえず、最初の目的がその豚舎の誘致ということだったものですから、どうにもならないような状況になれば良くないなと思って交渉をしたわけでございます。当然、皆さん議員さんがおっしゃるように意見は十分お聞きして、最終的な決定は町民の皆さんもでしょうけれど、東彼杵町議会、これは代表者の方で決めていただくということになりますが、そういう形で考えております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 17 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 18　議案第 18 号　専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございますけれど、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8000 万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 49 億 5283 万 3000 円とするものでございます。

内容は、前回ご説明いたしましたように、今回の補正予算は、ふるさと応援寄附金が予想を大きく上回り、関連経費に不足が生じるための補正であり、歳出において、総務費にふるさと納税経費 4400 万円、ふるさと創生事業基金積立金 3600 万円を追加計上し、特定財源としてふるさと応援寄附金 8000 万円を追加計上するものです。よろしくお願いいたします。詳細について税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 18 号についてご説明いたします。

先ほど町長が申しましたとおり、補正予算 5 号につきましては、昨年の年末にかけ、ふるさと応援寄附金が予想を大きく上回り、関連経費が予算不足となるため、1 月 20 日付で歳入歳出それぞれ 8000 万円予算を計上し、専決処分させていただいたものになります。

内容につきましては、予算書の 6 ページをお願いいたします。3 番歳出になります。2 款 1 項 3 目財政管理費は、謝礼としての返礼品代や配送料など合計 4400 万円を追加計上しています。

また、5 目財産管理費は、基金への積立額として 3600 万円を計上しております。

戻りまして 5 ページをお願いします。2 番歳入になります。19 款 1 項 3 目ふるさとまちづくり応援寄附金は、財源として 8000 万円を追加しております。

戻りまして、1、2 ページの第 1 表と 3、4 ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 18 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 19 号　議案第 19 号　令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 19、議案第 19 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 19 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 812 万 7000 円を減額いたしております。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 48 億 4470 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、民生費に介護保険事業特別会計繰出金 160 万円、教育費に学校高速ネットワーク整備工事費などを追加計上いたしております。

歳入でございますが、普通交付税 1479 万円、土地建物売払収入が 1124 万 5000 円追加計上でございます。財政調整基金繰入金は、7498 万 4000 円の減額です。減債基金繰入金も 1000 万円の減額となっております。また、特定財源では、決算見込等により国庫支出金 630 万 1000 円、県支出金が 1485 万 6000 円の減額。繰入金、町債においても普通建設事業などの決算見込みなどによる減額を行っております。

なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正及び地方債補正、町営バス運行・彼杵小学校ス

クールバス運行業務委託に係る債務負担行為も併せて行っております。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり議案第19号についてご説明いたします。

それでは、19ページをお開きください。3番歳出になります。

まず最初に、今回、歳出の減額したものにつきましては、執行残、又は実績により不用となったものを減額しておりますので、説明については省略させていただきます。また、説明欄に財源更正と書かれたものは、国県の補助額の確定により財源内訳を調整しております。こちらにつきましても、省略させていただきます。

それでは、2款1項6目財政調整基金費25節積立金の財政調整基金積立金追加62万1000円は、預かり金として保有しております歳入歳出外現金について、長期間利用の実績もなく、また、今後利用予定もないため残高を精算し、一般会計の雑入で受け入れ、同額を財政調整基金積立へ計上いたしました。

22ページをお願いします。2款2項1目税務総務費3節職員手当等は、税務部局職員の時間外手当が不足するため37万7000円追加計上しております。

27ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金は、介護給付費、町負担分の不足分を160万円計上しております。

28ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費20節扶助費は、乳幼児等の医療費補助の不足が見込まれるため50万円追加計上いたしました。

32ページをお願いします。7款1項4目道の駅管理費11節需用費は、水道光熱費の不足が見込まれ20万円を追加計上しております。

40ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費15節工事請負費は、小学校2校の高速通信のネットワーク環境を整備する事業を行うため、差し引き2419万5000円追加いたしました。

なお、この事業は、基準額の2分の1を国の補助、残り2分1を起債予定でございます。

41ページ10款3項1目学校管理費15節工事請負費につきましても、中学校の高速ネットワーク環境整備で1285万4000円追加しております。歳出については以上になります。

戻りまして9ページをお願いします。2番歳入になります。

歳入につきましても、交付実績や事業の実績、見込みに伴い増減したものは説明を省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。16款2項4目土木費国庫補助金3節総合流域防災事業補助金は、彼杵川ハザードマップ作成事業において事業費の2分の1が社会資本整備総合交付金の対象として承認されたことから217万2000円計上いたしました。その下16款2項5目教育費国庫補助金は、小中学校における高速ネットワーク整備事業の補助金として、計1945万円を計上しております。

14 ページをお願いします。18 款 1 項 1 目財産貸付収入は、22 款にも同額で減額計上しておりますが、貸付収入を誤って雑入に計上しておりましたので、22 款を減額しこちらに計上しなおしたものになります。

15 ページになります。18 款 2 項 1 目不動産売払収入は、土地及び建物合計 4 件分の売払い金額、1124 万 5000 円を追加計上いたしました。

18 ページをお願いします。23 款 1 項 4 目教育費は、小中学校における高速ネットワーク整備事業の起債収入額を 1900 万円計上しております。

戻っていただいて 4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正になります。

今回計上しております、学校の高速ネットワーク整備事業をはじめ、これらの 10 事業について、繰り越しをお願いするものでございます。補正後の繰越明許費は、合計 2 億 405 万 1000 円となります。

5 ページになります。第 3 表債務負担行為補正です。こちらにあげております 2 項目につきまして、本年度中に契約事務を行いたく、令和 2 年度と 3 年度の書かれた金額を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものになります。

6 ページをお願いします。第 4 表地方債補正は、こちらに挙げております事業につきまして借入限度額の補正を行うものです。

戻っていただいて 1 ページから 3 ページの第 1 表、7 ページから 8 ページの事項別明細書、それから 48 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明の積上げですので説明は省略いたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

40 ページ、10 款 2 項 1 目 15 節工事請負費、学校高速ネットワーク整備工事についてお聞きしたいのですけれども、こちらは、この金額は全部、高速ネットワークのアンテナのみの金額ですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

この学校高速ネットワーク整備工事につきましては、新学習指導要領に基づきまして、2020 年度小学校全面実施、2021 年度が中学校で全面実施ということになります。その中で情報活用能力というのを学習の基礎となるように位置付けてられております。そのために必要な ICT 環境の水準を上げるということで、国がギガスクール構想ということで打ち出しまして補助金を整備しまして、各学校のパソコン関係のネットワークの整備工事を行うということになります。

現在、町立学校では、ネットワークの水準が 100 メガで構築いたしておりますけれど、今回構想で国が求めています 1 ギガ、容量的には 10 倍になりますけれど、周辺機器については 1 ギガまで水準を上げます。ただし、屋上側、天井裏に線で配線をいたしますけれど、そのラインにつきましては、一気に 10 ギガまで引き上げようと、約 100 倍ぐらいの通信容量になります。これを今年度、町立学校の 3 校で実施をする。その整備工事費ということになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 20　議案第 20 号　令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21　議案第 21 号　令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 20、議案第 20 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 21、議案第 21 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 20 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 246 万 1000 円を追加するものでございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2496 万 6000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は、一般被保険者療養給付費負担金 500 万円を追加計上し、嘱託職員の人件費 253 万 9000 円を減額するものでございます。

歳入は、県支出金保険給付費等交付金 246 万 1000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 21 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1280 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5246 万 2000 円とするものです。

提案の主な理由といたしまして、歳出では、介護給付費の施設介護サービス費の増額分として 1280 万円を計上し、歳入では、保険料 256 万円、国庫支出金 298 万 4000 円、支払基金交付金 345 万 6000 円、県支出金 220 万円並びに一般会計繰入金に 160 万円を追加計上するものでございます。以上、2 件の詳細につきまして健康ほけん課長から説明させます。慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 20 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書の歳出 6 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目賦課徴収費につきましては、158 万 3000 円を減額補正です。徴収嘱託職員を募集しましたが応募がなく、1 節報酬 138 万円、4 節共済費 20 万 3000 円を減額しています。

7 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、4 月から 2 月までの支払実績により不足が見込まれるため 500 万円の増額補正を計上しています。

8 ページをお願いします。5 款 1 項 2 目疾病予防費は、産休代替嘱託職員の募集を行いましたが、応募がない 1 名分と産休に入った嘱託職員の給料 80 万 9000 円、共済費 14 万 7000 円の減額補正を計上しています。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。4 款 1 目保険給付費等交付金 1 節 500 万円の普通交付金追加補正でありますが、歳出で説明しました一般被保険者療養給付費を計上するものです。2 節 253 万 9000 円の特別交付金は、歳出で説明しました賦課徴収費及び疾病予防費を減額計上するものです。

戻っていただいて、1 ページ 2 ページの第 1 表及び 3 ページ 4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げの給与明細書につきましても説明を省略させていただきます。

また、末尾の 9 ページ 10 ページの給与明細書につきましても説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 21 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして町長に代わりまして説明いたします。

12 ページの歳出をお願いいたします。2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費及び 8 目居宅介護住宅改修費につきましては、4 月から 2 月までの支払実績により不足が見込まれるため、それぞれ 1200 万円と 40 万円を追加計上しています。

13 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費につきましても同じように、4 月から 2 月までの支払実績により不足が見込まれるため 40 万円の増額補正を計上するものです。

戻っていただいて、歳入の 6 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出で説明しました施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費の 1280 万円の 20%の 256 万円を追加計上しました。

7 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました施設介護サービス給付費 1200 万円の 15%分と、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費の 80 万円の 20%分を合わせて 196 万円を追加計上するものです。

8 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目調整交付金につきましては、歳出で説明しました施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費の 1280 万円の 8%の 102 万 4000 円を追加計上するものです。

9ページをお願いします。4款1項1目介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費の1280万円の27%の345万6000円を追加計上するものです。

10ページをお願いします。5款1項1目介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました介護サービス給付費1280万円の17.5%分と居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費80万円の12.5%分、合わせて220万円を追加計上するものです。

11ページをお願いします。7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費の1280万円の12.5%の160万円を追加計上するものです。

戻っていただいて、1ページ2ページの第1表及び4ページ5ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。

3ページをお開きください。第2表、1款5項介護保険事業計画策定業務委託につきましては、国からのアンケートの項目の通知が遅かったため分析解析が年度内完成が難しく、繰越金90万円を計上させていただきました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてから質疑をしてください。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第21号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 22　議案第 22 号　令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 22、議案第 22 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 22 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 275 万 4000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5207 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正は、歳出について業務費の委託料 146 万 6000 円、施設費の補償補填及び賠償金 107 万 9000 円、公債費 20 万 9000 円を決算見込みにより減額するものでございます。

歳入につきましては、繰入金 25 万 4000 円、町債 250 万円を決算見込みにより減額しております。詳細につきましては、水道課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 22 号について説明を加えます。東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算ですけれども、歳出からご説明いたします。

8 ページ目をご覧ください。1 款 2 項 1 目排水費ですけれども、委託料としてマンホールの点検業務ですとか水質検査等についての実績による減額で、146 万 6000 円の減額でございます。

続きまして 9 ページ、2 款 1 項 1 目ですけれども、これは 22 節補償費につきまして水道管の移設補償費、公共下水道事業の工事に伴う移設補償費なります。実績に伴いまして 107 万 9000 円の減額としております。

次に 10 ページをご覧ください。3 款 1 項 2 目利子でございます。23 節償還金利子につきましては、実績に基づきまして 20 万 9000 円の減額をしております。

続きまして、歳入をご説明しますので 6 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金ですけれども、これは歳出の、今ご説明しました歳出の減額に伴いまして、差額を一般会計繰入金分といたしまして 25 万 4000 円を減額しております。

続きまして 7 ページの町債でございますけれども、7 款 1 項 1 目 1 節の下水道建設事業債です。公共下水道事業の本管工事に伴う借入金の減額ということで、250 万円を減額をしております。

続きまして 3 ページをご覧ください。第 2 表地方債補正でございます。上段が下水道事業債でございます。下水道事業債についての借入限度額を 7000 万円から 6750 万円に減額補正をしております。下段の公営企業適用債につきましては、変更ございません。借入方法等については記載のとお

りです。

併せまして1ページ目から2ページ目の第1表、4ページから5ページの事項別明細書については、ただいまの説明の積み上げでございますので説明を省きます。以上、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第22号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時05分）

再　　開（午後1時13分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第23　町長の施政方針説明

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第23、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、令和2年度施政方針を申し上げます。

現在の我が国は経済デフレではない状況をつくりだし、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達し、国民生活に密接に関わる雇用、所得環境も大きく改善していると言われています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、人口減少、少子高齢化の進行をはじめとして、様々な課題を克服するため「持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立」を目指しており、国の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

こうした中、本町はこれまで行政改革などに積極的に取り組み、持続的で安定的な財政運営を進めてきましたが、近年、一般財源の太宗をなす地方交付税は人口減少などの影響を受け厳しい状況が続く中、福祉組合のゴミ焼却場建設に伴う起債償還のため、約5000万円の負担が令和3年度から12年間続くことや、社会保障費の増加、公共施設の更新事業の増加も見込まれ、年々厳しさが増していくことが予想されています。

今後、国の交付金・補助金等や民間との連携を最大限に活かしていかなければならないと考えて

います。

令和２年度の予算編成においては、第５次東彼杵町総合計画や総合戦略を踏まえ、今を生きる人たちに対し、必要な事業を先行させ、未来へつながるよう、いつまでも安心して暮らせる町を目指していきたいと思っています。

現下の状況を真剣にとらえ、新しい発想を持ち、働き方改革を念頭に置き、自治体間業務連携、民間委託、AI の活用などを模索して事務効率化や経費節減に積極的に取り組んでまいります。

一方、将来を見据えて、やらなければならない事業は積極的に取り組む必要があると考えます。限られた財源ではありますが、交通アクセスの良さと自然の美しさを強調しながら、「来てもらう」「見てもらう」「住んでもらう」町の実現を目指します。

特に「そのぎ茶」が全国茶品評会において、３年連続で農林水産大臣賞と産地賞受賞という偉業を達成していただきました。この日本一W受賞 3 連覇達成を全面的に打ち出して、『小さな町の大きな特産品』として町の活性化につながるよう全力で取り組んでまいります。

令和２年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

1、高齢者対策について

前年度 1 月から高齢者の方の通院や買物などの外出時の支援を図ることを目的にタクシー利用券助成事業を始めさせていただきましたが、本年度も年間一人当たり１万円の助成を行います。

しかし、地区懇談会時に町中心部から距離がある所や、75 歳未満でも事故や病気等で運転ができなくなった方々の問題や町営バス券とタクシー利用券との引き換えも考えられないかなど、いろいろなご意見をお聴きし、改善を図らなければならない点もあり、検討を重ねてまいります。

2、住環境の整備について

ながさき東そのぎ子どもの村小学校が旧音琴小学校に開設され、令和２年度から中学校も併設されます。児童・生徒は寮制もありますが、保護者の方が町内に居住できる所がないとの意見をお聞きしています。

空き家対策も進めていますが、現在、登録していただいている空き家は、ほぼ活用済みとなっています。今後は登録いただいていない空き家や、新たな空き家をいかにして登録していただくかが課題となります。

町営住宅の老朽化対策として、下川団地２棟、蔵本Ａ団地２棟の解体を予定しています。更に駄地団地の建て替えについて、基本設計に取り組み、跡地活用や住宅の建築等についても、整備方法を含め研究検討を行わなければならないと考えます。

また、町内こども園への新たな保育士の就業確保のため寄宿舎借上げ事業を実施し、町内居住の推進を図ってまいります。

3、農林水産業の推進について

そのぎ茶の日本一３連覇達成を啓発・宣伝することによって、ブランド力の尚一層の浸透を図り、消費と生産量を拡大させることで、まちづくりの活性化につなげていきたいと思っています。更に日本一４連覇達成のため、ボランティア派遣を始めとする茶品評会対策事業にも積極的に取り組みます。

また、グリーン・ティ・リズムの活動を支援してインバウンドにつなげ、世界にそのぎ茶の魅力を発信し、併せて機能性表示食品として、そのぎ茶葉を使用した「びわの葉入りまるごと発酵茶」も推進してまいります。

イチゴ、アスパラガス、みかん、肉用牛なども JA と連携して販売価格の上昇や後継者の育成、労働力確保に向けて取り組んでまいります。

また、懸案事項であった千綿女子高等学園跡地活用につきましては、長崎県と無償による町への譲渡について交渉を続けており、議会、近隣住民皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。なお、手続き完了後は滞在型市民農園（クラインガルテン）設置を含む町民農園を設置し、都市部から短時間で接続できる有利性と大村湾を眼下に見下ろす景観の素晴らしさを発信し、関係人口増から定住人口増を図っていきます。

水産振興につきましては、種苗放流による水産資源の確保を図るとともに、水産多面的機能発揮対策事業や大村湾漁業協同組合施設整備について負担してまいります。

4、地域コミュニティについて

各地区の町政懇談会において、いろいろなご意見をお伺いする中、地域間格差が広がりつつあり、厳しい実情であることを再認識いたしました。

それらを踏まえ、地区の美化活動、文化や催事、またスポーツ振興など、地区での話し合い等によって、地域の活性化のために必要な経費として活用いただく地域コミュニティ活動交付金を新設し、『皆で支えあう社会』の基盤づくりを目指します。

5、消防・防災について

消防団の活動拠点としての充実を図るため、消防第 4 分団詰所の建て替えについて、設計業務委託に取り組みます。

また、機材の充実を図るため、旧車両等について小型動力ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプの入れ替え配備を行います。

台風時などの停電に備え、電力を確保するため、役場庁舎に非常用発動発電装置の設置によって、災害警戒及び対策本部としての機能を維持できる整備を行い、水道施設についても非常用発電機を整備し、停電時でも水の供給確保を図り、災害時でも住民皆様の生活に極力支障がでないような取り組みを順次進めていかなければならないと思っています。

6、教育文化の振興について

教育環境の整備を図り、千綿小学校を旧千綿中学校の跡地に移設するため、空調設備の移転や校舎内部補修工事、運動場整備工事に取り組みます。

また、東彼杵中学校のスクールバス乗降場をグラウンド内に設置し、スクールバス利用の利便性を図ってまいります。

伝統文化の継承につきましては、千綿人形芝居の人形等を購入し、今、サポーターの方々が自主的に活動されていますが、その上演できる演目を増やし、町内外の人たちに町の伝統文化を広めていき、後継者育成にも繋げていきたいと思っています。

7、スポーツ振興について

ソフトボールや野球などで使用されている町民グラウンドは、長期間経過しているため、水はけが悪く雑草も目立っています。そして、グラウンドが固くボールのイレギュラーによる事故も発生しています。そのために改修を行い、町民の方々の健康増進につなげていくことと、県大会等の誘致で利用者による町内店舗での消費拡大を図ってまいります。

また、本年は町民運動会を実施し、町民皆様の親睦と融和を図り、地域の団結と支えあいの一助になればと考えています。

結びに、令和2年度予算の執行にあたりましては、町議会皆様方のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、町民皆様方のご意見等をお聴きしながら各分野の施策を進めさせていただきたいと思っています。

人口が8,000人を切った今、私も職員と共に英知を結集し、無駄を省き活用できる政策の収集に努めていく所存であります。

今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、施政の方針といたします。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終19日に予定をしておりますのでよろしくお願いします。

日程第24　議案第23号　令和2年度東彼杵町一般会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第24、議案第23号令和2年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第23号令和2年度東彼杵町一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、52億7200万円でございます。

債務負担行為につきましても第2表、一時借入金につきましては2億円と定めております。また、地方債につきましては第3表でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり議案第23号についてご説明いたします。

最初に、資料の訂正がございます。令和2年度東彼杵町一般会計予算概要の資料になりますけれども、16ページ以降の事業概要に複数個所間違いがございました。訂正箇所につきましては、お配りしております正誤表のとおりでございます。大変失礼いたしました。訂正もしくは読み換えてい

ただきますようお願いいたします。

それでは、予算概要にもふれていますとおり、本年度の一般会計予算総額は、52 億 7200 万円となりました。昨年度は骨格予算であったこともあり、対前年度比 8 億 8700 万円、20.2%の増となっております。

主な増額の要因としては、2 款総務費におけるふるさと納税寄附による経費及び基金積立を 2 億円、8 款土木費では下水道の公営事業化に係る運用資金の短期貸付を 1 億 6000 万円、10 款教育費では千綿小学校移設関係費用と町民グラウンド改修費用関係で計 2 億円計上しており、それら増額が影響していると考えております。

まず、最初に予算書についてなんですけれど、地方自治法施行規則の改正により、令和 2 年度から歳出科目のうち 7 節賃金が廃止されます。それに伴い 8 節以降が一つずつ繰り上がっておりますのでご注意願います。

また、前年度まで 7 節賃金には臨時職員の賃金を計上しておりましたが、令和 2 年度は、会計年度任用職員としての雇用、もしくは業務によっては委託しますので、1 節報酬、2 節給料、12 節委託料で計上をしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、時間短縮もありますので、先にお配りしておりました一般会計予算目別増減内訳書を使いまして説明を行いたい思います。ご用意をお願いいたします。

増減内訳表の 7 ページをお開きください。表一番左にページという列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。このページの数字を使って説明いたしますが、予算書と見比べる際には、その辺りに項目が載っておりますので、後ほどご活用ください。

それでは、まず歳出の資料左に 69 ページというところから説明させていただきます。2 款 1 項 1 目一般管理費の区長報酬費は、非常勤特別職から除外したため、1 節報酬を皆減し 7 節報償費の謝礼として計上をしております。

73 ページ、3 目財産管理費は、ふるさと納税寄附金の増を見込み、返礼品等の経費を増額計上しておりますので、全体で 1 億 1846 万円の増となっております。

75 ページ、5 目財産管理費では、災害等の庁舎停電時に対応するため、非常用の発電装置設置工事費用を新規で計上しております。また、ふるさと納税寄附金の基金積立増などにより、合計 1 億 106 万円 9000 千円増額しております。

78 ページ、7 目企画費では、町ホームページを、スマートフォンや障害者の方にも対応するリニューアル費用を計上し、合計で 564 万 5000 円の増となっております。

81 ページ、9 目電子計算費では、庁舎ネットワークを更新したことによるイントラシステム保守料の増額と電算室の空調機が故障し更新するための費用を新規で計上しており、全体で 417 万 3000 円増額しております。

83 ページ、10 目地域づくり推進事業費中では、持家奨励金は実績から 200 万円増額、コミュニティ助成事業は地区要望を調査し 780 万円増額しております。また、まちづくり支援交付金ハード事業分を皆減し、それを財源として新規に 34 地区へ交付する、地域コミュニティ活動交付金 400

万円を計上しており、合計で555万6000円増額となります。

8ページをお願いいたします。表の左側のページで85ページ、12目公共交通事業費の生活交通路線維持費補助金は、JRバスから経営状況を基に沿線自治体へ補填額増の要望があっており、307万7000円増額し、全体で433万3000円増額しております。

86ページ、13目地域情報通信費は、茶子ちゃんねるが更新時期にきており、更新には多額の経費が見込まれることから、新たに情報提供システムの導入を計画しており、ICT光のまち整備事業委託料では光ボックス新規設置に係る経費を減額し、新システムを設定するための費用を計上しております。また、令和元年度、職員が総務課への配置となったため人件費を皆減しており、全体では1268万7000円の減額となっております。

92ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い戸籍システム及び戸籍附票システムの改修費用などを計上し、合計で1013万5000円の増額となっております。

96ページ、2款5項2目各種統計調査費は、令和2年度は国勢調査の年になっておりますので、調査員報酬を増額し173万4000円の増額になっております。

98ページ、3款1項2目老人福祉費は、高齢者タクシー利用助成金900万円を皆増し、合計では1488万8000円の増額になっております。

101ページ、3目障害福祉費は、障害者計画の策定業務による286万円の皆増を含め、障害者福祉に係る給付費の見込増により、全体で4157万7000円の増額になっております。

106ページ、3款2項1目児童福祉総務費は、学童保育にこにこはうすが2支援体制になったことによる児童健全育成事業委託料674万3000円の増や、子育てのための施設等利用費補助金207万2000円の皆増により、合計で965万9000円の増額となっております。

107ページ、2目児童運営費は、保育士確保寄宿舎借上事業補助金240万円を皆増いたしましたが、認定こども園の施設型給付費を利用見込により1477万3000円減額しましたので、合計で990万7000円の減額となりました。

110ページ、4款1項1目保健衛生総務費では、資格を持った会計年度任用職員の雇用による人件費の増、また新規で産後ケア事業を計画しており、合計で1703万6000円の増額となっております。

118ページ、4款3項1目公害対策費の浄化槽設置整備事業補助金は、昨年度町単独上乗せ分を計上しておりませんでしたので、上乗せ分も追加し2181万2000円の増、また、浄化槽設置戸数の増に伴い浄化槽維持管理費補助金についても64万6000円増し、合計で2249万5000円の増加となっております。

資料の方の10ページをお願いいたします。表の左側のページでは123ページ、6款1項3目農業振興費になります。肉用牛肥育経営安定対策事業費は、肥育牛農家の経営安定のために肉用牛肥育安定交付金制度の加入継続に係る積立経費の一部を助成する事業になり100万円。そして、食料産業6次化交付金は、びわ混合発酵茶の加工製造方法の確立化に係る事業費を補助するもので500万円。それぞれ新規で計上しております。また、そのぎ茶啓発事業も増額しており、全体で339万

4000 円の増額となっております。

126 ページ、4 目土地改良事業費の大音琴地区流末排水路整備事業委託料及び工事費は、平成 30 年に発生した山地災害により土砂の流出を防止するため、県が山地治山総合対策事業において山地部分の整備を計画しています。これに併せて下流地域の土砂流出の対策工事を行うための設計及び工事費を計上しております。これらの新規事業もあり、全体で 3031 万 3000 円の増加となっております。

131 ページ、6 款 2 項 1 目林業総務費は、新たに成立した森林管理経営法に基づく管理業務を委託するため、森林経営管理業務委託料を皆増しております。また、財源として森林環境譲与税が交付されますので基金積立金についても皆増し、合計で 296 万 3000 円の増額となっております。

132 ページ、3 目林道費は、新たに虚空蔵橋を含め５橋の橋梁点検を計画しており、合計で 241 万 5000 円を増額しております。

135 ページ、7 款 1 項 2 目商工振興費は、商店街街路灯管理費補助金として、商店街街路灯の一部を水銀灯から LED に切り替える経費の助成、310 万円増などで、全体では 377 万 9000 円の増額となっております。

136 ページ、3 目観光費の印刷製本費は、ふるさと納税返礼品添付用のパンフレット増刷と英語版パンフレット作成の費用 160 万 6000 円を増、また、新規で移住定住交流推進支援事業補助金を 200 万円計上しております。これは、ふるさと交流センターが実施する移住や定住支援事業に補助するもので、財源として地域活性化センターから 100%の補助がございます。

139 ページ、5 目いこいの広場管理費は、1 月に閉園いたしましたので、管理委託料を皆減しております。全体で 623 万 8000 円の減額となっております。

142 ページ、8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の橋梁補修工事は、中川内橋の補修を計画しており 290 万円の増、県道改良事業負担金増は、県が行う県道千綿渓線道路改良工事の事業費に伴う負担金として 435 万円の増、その他補修改良工事費や原材料費を増額しており、全体で 1714 万 4000 円増額しております。

144 ページ、4 目社会資本整備交付金事業費は、大野原高原線道路改良事業において彼杵川に上部工架設工事を計画し増額しており、合計で 5378 万 6000 円増額をしております。

146 ページ、8 款 3 項 2 目河川改良費は、鉄道運輸機構から塩鶴川の渓流保全を受託し行うもので、計 6732 万 3000 円を皆増しております。

148 ページ、8 款 4 項 1 目港湾管理費は、川棚港緊急自然災害防止対策事業負担金を新規で計上しており、これは県が海岸自然災害防止事業として行う小音琴地区の離岸堤工事の負担金となります。併せて全体で 224 万 2000 円増額しております。

149 ページ、8 款 5 項 2 目公共下水道費は、公共下水道事業については公営企業となるため、一般会計から繰出金で支出していたものを皆減し、新たに負担金として節を変更し皆増しております。また、公営企業初年度となるため運用資金として 1 億 6000 万円の短期貸付金を皆増しており、全体では 1 億 9444 万 7000 円の増額となっております。なお、貸付金については、年度内の返還で収入に計上しております。

151 ページ、8 款 6 項 1 目住宅管理費は、駄地団地建て替えの計画策定業務委託費用と下川団地１棟の解体工事費をそれぞれ新規で計上しており、合計で 1970 万 4000 円の増額となっております。

資料をめくっていただいて 12 ページをお願いします。左側では 157 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費は、４分団詰所建て替えに係る設計業務と、1 分団と 3 分団の小型ポンプ更新費用等を計上し、合計で 435 万 3000 円の増額となっております。

158 ページ、5 目災害対策費は、災害発生時における水道施設の電源確保に備えるため非常用発電機設置費用を皆増しており、合計で 783 万 3000 円を計上しております。

164 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費は、千綿小を旧千綿中へ移設するための運動場整備費や空調設備移設費を新規で計上しており、合計で 8234 万 2000 円の増額となっております。

169 ページ、10 款 3 項 1 目の学校管理費は、部活動指導謝礼や東彼杵中のスクールバス乗降場整備を新規で計上いたしまして、合計で 130 万 8000 円の増額となります。

176 ページ、10 款 5 項 2 目教育センター費は、施設予約システム端末を更新し、リースするための費用や案内ディスプレイの故障により更新するための費用を新規で計上しており、合計で 216 万 5000 円増額しております。

184 ページ、10 款 6 項 1 目保健体育総務費は、町民運動会開催経費を皆増しており、合計で 77 万 2000 円の増額となっております。

185 ページ、10 款 6 項 2 目体育施設費は、町民グラウンドの改修を計画しており、設計及び工事費を新規で計上。また、町営彼杵プールの内部塗装に亀裂が生じており、改修工事費用についても新規で計上しております。合計で 1 億 4584 万 3000 円の増額となります。なお、町民グラウンド改修につきましては、現在スポーツ振興くじ助成事業に手を挙げており、助成が受けられるようであれば事業費 3 分の 2 が助成されます。

188 ページ、10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費は、給食費軽減を目的とした地産米購入費を皆増いたしましたが、給食センター補修費用を減額したこともあり、全体で 279 万 1000 円の減額となっております。

以上、歳出の説明を終われせていただきますけれども、一般会計予算概要の 16 ページ以降に事業概要がございます。50 万円以上の事業概要を記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

それでは、増減内訳表で 1 ページにお戻りください。

それでは、歳入の方になります。左側の欄、予算書では 16 ページ以降、1 款町税になりますが、税制改正による税率引き下げによる法人町民税の減、また、たばこ離れによる町タバコ税の減により、全体で 154 万円の微減と見込み、計上しております。

23 ページ、2 款 3 目森林環境譲与税は、昨年度から森林環境費用に交付されており、294 万 3000 円を皆増しております。

27 ページ、6 款法人事業税交付金につきましては、法人税収入には大都市と地方で格差が大きいため、是正措置として令和 2 年 10 月以降交付されることになっております。金額については、見込の目途がたたないため、科目設定で計上しております。

資料の 2 ページをお願いいたします。左側では 28 ページ、7 款地方消費税交付金につきましては、昨年 10 月の消費税 10%増税に伴い、4500 万円の増額としております。

30 ページ、環境性能割交付金につきましては、昨年 10 月に自動車取得税が廃止され、新たに自動車購入時に環境性能割が課されることになりました。普通車分につきましては、一部について環境性能割交付金として交付されますので、400 万円皆増で計上しております。

34 ページ、12 款地方交付税につきましては、普通交付税における地方財政計画では、全体で 2.5%増として出されております。また、基準財政収入額及び需要額を試算しましても、全体的に交付税額の増が見込まれましたけれども、昨年度と同額を計上いたしました。なお、特別交付税についても、昨年度と同様の 8000 万円を計上しております。

38 ページ以降、15 款手数料につきましては、戸別受信機手数料皆減などで全体で 323 万 6000 円の減額としております。

42 ページ以降、16 款国庫支出金につきましては、プレミア付商品券事業補助金 1806 万 1000 円を減額しましたが、福祉関係の事業費の増、戸籍システム改修における 100%補助、大野原高原線改良事業費の増額により、全体 5470 万 2000 円の増となっております。

46 ページ以降になります、17 款県支出金につきましても、めくっていただいたところの記載部分になりますけれども、県議員選挙及び参議院選挙の委託金が皆減となっておりますが、福祉関係の事業費の増、浄化槽設置整備事業費の増、国勢調査の委託金などで、全体で 339 万 9000 円増額しております。

資料では 4 ページをお願いします。左の予算書ページは 53 ページになります。19 款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金を 2 億円の増額で見込み計上いたしました。

54 ページになります。20 款繰入金は、町民グラウンド改修工事等の財源としてふるさと創生事業基金からの繰入を 6588 万 1000 円の増、また、千綿小空調設備移設工事等の財源として教育文化施設整備基金から繰入を 6881 万 2000 円増し、全体で 1 億 7443 万 3000 円増額しております。

57 ページ以降になります。22 款諸収入は、3 項で公共下水道事業への短期貸付の返還金 1 億 6033 万 5000 円、5 項で塩鶴川渓流保全事業の受託費の受入れで 6300 万円。

ページをめくりましたところの 6 項 5 目で、町民グラウンド改修にかかるスポーツ振興くじ助成金等で 1 億 402 万 8000 円、全体で 3 億 2736 万 4000 円の増額で計上をしております。

資料の 6 ページをお願いします。左側の予算書のページでは、65 ページになります。23 款町債は、非常用発電、発電装置工事に係る起債収入額を含め、それぞれ地方債の額を主な増減理由欄に記載しております。また、3 目臨時財政対策債は、地方財政計画のマイナス見込みから 1000 万円の減で計上いたしました。全体では 8660 万円の増額となっております。

それでは、冊子の方の令和 2 年度一般会計予算書の方をお願いいたします。11 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為になります。例年と変わりなく 3 件の債務負担行為を設定いたしております。

上段は、町内中小企業者が中小企業振興資金を、又は創業者が創業支援資金を町が指定した金融機関から融資を受ける際に、県信用保証協会が履行期間中に受けた損失について、2 分の 1 の損失

補償を町が負うという契約を、信用保証協会と締結するための債務負担行為となっております。

中段は、合併処理浄化槽の設置に伴う水洗便所改造資金の融資を受けた債務者等の債務不履行により、取り扱い金融機関が受けた損失を町が損失補填するという契約を取り扱い金融機関と締結するための債務負担行為となっております。

下段は、合併浄化槽の設置に伴う水洗便所改造資金融資の借入によって発生する利子の金額を、後年度の償還満了の日まで町が負担するという契約を金融機関と締結するための債務負担行為となっております。

12 ページをお願いします。第 3 表地方債でございます。地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第 3 表のとおり定めております。説明については以上で終わります。

1 ページ以降のその他の事項につきましては、積み上げでございますので説明を省略させていただきたいと思います。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。なお、委員会付託の案件でございますので町長に対する質疑をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

予算書の 197 ページをお願いします。一般職（1）総括のところに職員数という欄がありますよね。これが前年度 86 名、本年度、令和 2 年度 76 名。10 名職員さんが減っているのは、なぜ 10 名減ったのか教えていただきたい。退職する人が 10 名もいないような気がするし、なぜ 10 名も減っているのか

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

嘱託職員が職員数に入っていて、今度会計年度任用職員に替わるものですから、それで減少するものです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今度は予算書概要の方の 2 ページを開けてください。予算編成にあたりという町長の文言があって、2 ページの方の、丁度、下から 6 行目辺りに、6 項目の重点施策ということで載っています。その中に商品券発行による町商工業の振興促進、要するに商品券を発行しますよという項目のくだりがあるんですけれど、それと、私の見落としかもしれませんが、予算書の中に反映している事業費が反映されていなかったものですから、もし載っていたら、どこに商品券の予算のやつが、細部が載っているのか。委員会の時に、後でちょっと聞きづらかったものですから、教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、これが 135 ページで、そんなに大きな金額ではなく、お茶です。

○――△――

――△――△――

○町長（岡田伊一郎君）

今後の計画でもありますけれど、とりあえず 1 万 3000 円、計画のためのあれです。計画するための、実際ここに、事業費は載せていません。今後、計画です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ということは、この商品券発行というのは来年度事業で、今は 1 万 3000 円でしょうけれど、もっと商品券をするために補正予算か何かで上がってくるんですよね、今年度、来年度予算の話ですからね。具体化していないということで捉えて良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは私が考えていますのでは、選挙の時にも言いましたけれど、町内で買える品物がどうか、まだ研究検討を重ねていかなければいけませんから、今年度中にそういう考え方を議会の方にお願いをして、どういう、町内で使う商品券、例えばプレミアムにするのか、そのまま何千円かするのか、これがまたばら撒きと怒られそうな気がするんですけれど、今、どうしても今のコロナとがが出て飲食業界も非常に厳しい状況ですので、なんとか手を打たなければいけないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

一般質問の続きになるみたいで申し訳ないんですけれど、原資が 400 万円で均等割と人口割ですけれど、私ね、せっかくお金を使うのであれば、やはり申しましたように生活弱者と言いますか、例えば遠隔地、山間部、どうしてもこの人たちが不利になるわけですよ。ですから、これはひとつの私の提案になるんですけれど、均等割を、例えば 1％ぐらい 4 万円位にして、残りを人口割という形ではなく、距離とか、あるいは公共交通機関が無いとかを加味して、そういった形にしていかないと、逆に地域間格差が出てしまうと思うんですよ。例えば、本町辺りにしますと、草払いとか地域の環境整備もそこまで労力は要らないと思うんですよ。ですから、私もちょっと議員諸氏と話をしたんですけれど､原資の 400 万円は否定するわけにはいかないだろうという話をしたんですよ。もしこれを修正という形になりますと、やはり原資の修正となってしまいますし、その辺を私も非常に苦慮しているんですけれど、この際、そういう形ですれば、やはり、せっかくの町長の新規の

あれでもありますし、そこら辺で、本来ならばこういう形の言い方はおかしいのでしょうけれど、やはり、顔を潰さない形でするならば、そういう提言をしてみようかという話に、実はなっているんですよ。ですから、議会が天下の宝刀を抜いても迷惑を掛ける部分があると。するならば、そういった形で、顔を潰さないような形で原資をそのままに置いて、最終日まで協議をいただけないかなと気がするんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おっしゃるとおり、とりあえずこの 400 万円の使い方を人口とかで計算して、しましたものですから、定額 7 万円とか、人口 200 万円しましたけれど、例えば、ほとんどを平等割に持っていくとか、そういう案もございますもんですから、議員の皆さんと協議して。使い道は詳細に決めて、決定した訳ではございませんので、総額だけ 400 万円出しておりまして、計算の方法として 7 万、200 円としましたけれど、議員の皆さんの意見をお聞きして、私が最初から言いましたように、1 人の考えよりも議員の皆さん 11 人の考え方の方に決まれば私はそっちの方に従いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

議会サイドから修正するとなりますと原資の方を触らなければいけないようになるわけですよ。ですから、そこの内訳に関しましては執行部の方でお決めいただいた方が私はスムーズにいくと思います。先ほど言いました均等割の 1%というのは、あくまでも私案ですけれど、なるべく遠目、中岳、蕪、中山の方たちの方に恩恵がいくような形の方が良いのではないかということがお大方の議員の意見なんですよ。そこまで私たちは介入しませんので、そこら辺につきましては、執行部の方で再協議されて、最終日でも結構ですので、そういう形でお願いできないか、お願いという言葉は適当ではないかもしれませんけれど、そういった形でいく方がスムーズにいくような気がするんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、橋村議員がおっしゃるように、私たちも案を出して、予算が採決される前にお示しをして、また協議をさせていただければなと思っております。よろしくお願いします。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

4 回目です。

○――△――

特別にお願いします。職員さんに聞く話ではないですので。

○議長（吉永秀俊君）

特別に4回目、これで終わりですよ。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

137ページを開けてください。7款1項3目観光費18節の町ふるさと交流センター補助金700万円。これは前町長の時に発足したものです。前町長は、近い将来、独立採算でこのふるさと交流センターということでやられたんですけれど、前町長の時も質問をしました、独立採算にはなかなか難しいと。現状でも独立採算の見通しは付かないと思うんですよ。このまま見通しが付かないままずっといくと、町にとって非常にお荷物になってくる。なんとかこのふるさと交流センターを活性化させるための方策を考えないといけないと思うんですよ。同僚議員の立山議員が一般質問の中で、ふるさと交流センターを活用していこいの広場と連携をしてするとか。何かそういうふうにしていかないと、なかなかこの独立採算ということは見えてこない。

もう一歩てこ入れをしてもらって、やはり、年1回交流センターが報告会を行うとか、そして、知恵を出して、ふるさと交流センターの方のみならず町とか総力を上げてふるさと交流センターをやっていかないと、なかなか将来的に町のお荷物的組織になっていくのではないかと懸念しているんですけれど、その辺のところの町長の考えを、どのようにしていかれるかお聞きしたい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、大石議員がおっしゃるように独立採算はちょっと見通せません。他所の町もそうでございます。ただ、私が今考えていますのは、もう少し充実して、今インバウンドの方も手伝ってもらっておりますけれど、空き家対策も含めて、とりあえず町の職員を上げてそこに投入するかもしれませんけれども、そういう感じで、逆に充実して、そういう仕事をしていただければなと。たまたま、重点道の駅で、前に情報センターが出てきた時に、そこに交流センターをもっていきたいと思っております。そういう感じで、準備は、私は進めております。もっと充実して、他の仕事も取り入れながらするということで、そういう感じで、よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

先ほど話が出ておりました地域コミュニティ活動交付金について町長にお伺いいたします。

一般質問でも答えられたことをおさらいをさせていただきたいと思います。この交付金を決めるに当たっては、町長が最終的に判断したということですね。いかに使うかを考えたということをおっしゃいました。地域の活性化のために自由に使ってよい交付金としてやりたいということだったんですが、ここに、事業概要の中に地区住民で組織する地域のコミュニティの維持促進を図るため、自治会等で行う地域づくり活動に対して補助金を交付すると明確に書いてあります。

そうすると、それぞれの自治会が地域づくり活動というのが何に当たるのか。例えば、地域づく

りの活動を何もしない地区もひょっとすればあるかもしれません。それに対してやる、交付金を交付するということではなくて、やはり自治会が、あそこの地区が頑張っているのであればうちの地区も頑張ろう。そして、地域の活性化を図ろうというふうにやった方が、町は競争心があって切磋琢磨していくんですよ。今回は、均等割が1地区7万円、人口割が1人200円。一番多い地区、橋ノ詰は23万1000円。一番少ない所は遠目1万円。こういうのではなく、やはり頑張っている地域、頑張っている自治会にやった方が町は活性化しますよ。ただ単に、町長がさっき言った、これはばら撒きにもほぼ等しいんですよ、こんなことをやると。しっかりした基本方針、町を活性化するにはどうやったら良いのかというのをもう少し真剣に考えてください。そうしないと、こういった事業、地域コミュニティ活動交付金という名前はかっこいいですけれど、内容はばら撒きですよ、これは。そして、いかに使うかを考えたではなくて、いかに元気にする町に交付するということが、そっちの方が良いでしょう。使い方を先に考えてくださいよという話ではないですよ。頑張っている地域に交付することがこういった交付金のやり方ですよ。そうではないのかと思うんですけれど、私の話を聞いてどう考えますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、地域の皆さんの意見を聞いて、例えば、祭りとか草刈りとか、水路の側溝上げとか、そういうものを地域づくりの一貫として考えております。今までそういうものは地域の会費、地区の郷費とかから持っていったものもあるとおっしゃったものですから。段々人数も少なくなってくれば支えていかなければならないと思って、400万円のハード事業の分をそっちの方に使いたいと思っております。だから、先ほど言われましたように、高い所、低い所があるから議員の皆さんと協議をさせていただいて、どういう交付の仕方をするのか協議をしていただきます。私がいつも言っていますように、これが皆さんが多数決で、岡田の政策は駄目だとなれば、私はそれで結構だと思います。私の考えで出していますから。議員さんも一人一人考えがございますでしょうから、私はそういう考えで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

草刈りだの祭りだのとおっしゃいますが、草刈りは、ほとんどの町道の草払い機で、そこに燃料費が町から支給されているんです。労働は無償提供だと思います。祭りごとは、地域の祭りごとによって規模が違います。坂本浮立みたいに大々的にやる祭りと、ちょっと小さな地区においてはそんなに大きな祭りではない。しかし、伝統的な祭りですから、これを絶やすわけにはいかないと頑張っていらっしゃる。そういったことに対しての交付金だと思っていらっしゃると思うんですが、やはり、蕪地区は頑張っていらっしゃいますよ。頑張る地区を見習わせるんです、競争させるんですよ。そうしないと、来年も同じことをやると言われましたよね、継続的にやりたいと書いてありましたよね。継続的にこんなことをすると、町民には申し訳ないですけれど甘やかしてしまうんで

すよ、いつでもこれを貰えると。それよりも頑張っている地区に頑張っただけの交付金をやる。それが平等というのか、頑張った人にやるのだから頑張らない人にはやらないということが、それが良いのではないのかなと思うんです。その辺のところを考えて、こういった予算を上げるにしたって、慎重に考えてやっていただきたいなと思います、今後は。今回は良いです、せっかく上げられたのだから尊重します。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が説明不足だったんですけれど、森議員がおっしゃるように頑張る地域。でも私が今回お願いするのは、皆さんが頑張って地域を盛り上げていただきたいなという思いもありますから、いろいろ話し合いとか、地域をどうしていくか、若い人がいなくなる、高齢者ばかり、そういうこともいろいろ考えていただいて使っていただく。そして、どうしても今回お願いして効果が発揮できないではないかと思えば、皆さんのご意見を聞きたいと思っておりますので、私だけの考えではできないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか、質疑をしてください。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

23ページの2款3項1目森林環境譲与税というのが本年からついていますけれど、294万3000円はどうやってでるのか。私が聞いているのは、1人1000円で、半分は国からくると聞いているんですけれど、どういう出し方でこの数字が出たのかお尋ねします。

委員会で聞き直します。

○議長（吉永秀俊君）

わかりました。今の質問は委員会で聞き直すそうですので、農林水産課長、委員会の時に準備しておいてください。

それでは、ただいま議題となっております議案第23号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第25　議案第24号　令和2年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第25、議案第24号令和2年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは､議案第24号令和2年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36万円でございます。一時借入金は、1100万円と定めております。これにつきましては、科目設定でございますので説明は省略させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 24 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 26　議案第 25 号　令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 27　議案第 26 号　令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
日程第 28　議案第 27 号　令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 26、議案第 25 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 27、議案第 26 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 28、議案第 27 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 25 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 7700 万円でございます。なお、一時借入金の最高額は 2 億円と定めております。

次に、議案第 26 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 2780 万円でございます。一時借入金の最高額を 1 億円と定めております。

次に、議案第 27 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1700 万円でございます。

以上 3 件につきまして詳細につきましては、健康ほけん課長から説明させます。何卒、慎重なご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。以上でございます。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 25 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算につきまして説明します。

平成 30 年度から財政運営の責任主体が都道府県化されまして、市町村ごとの国保事業費納付金の額が決定されます。したがいまして、国保事業費納付金については県の指定値を計上することとなります。

今年度の予算総額は、対前年比プラス 5.98％、7200 万円の増で 12 億 7700 万円を計上しました。予算書の方で説明いたします。22 ページをお願いします。

3 歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年比 116 万 8000 円の増額ですが、12 委託料、オンライン資格確認等システム導入対応分システム改修業務委託料 129 万 4000 円が主な理由です。

24 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目賦課徴収費は、対前年比 162 万 5000 円の減額ですが、これは徴収嘱託職員 1 名分の減額でございます。

27 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、消費税及び診療報酬の改定により 3550 万 8000 円の増額を見込み、7 億 7967 万 9000 円を計上し、2 目退職被保険者は、対象被保険者が該当無しでありますが、月遅れの請求分の 10 万円を計上しています。

28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、前年の 1 人当りの給付実績を勘案しまして 2259 万 7000 円増の 1 億 4824 万 9000 円を計上しました。2 目退職被保険者高額療養費は、対象が該当はありませんが、月遅れの請求分の 1 万円を計上しています。

32 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、県が決定した本町の納付金で 2 億 1770 万 8000 円、対前年比 1683 万 2000 円の増となりました。2 目が退職者医療給付費分で 2 万 8000 円を計上しています。

33 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目 18 節、県の指示により後期高齢者支援金等が一般被保険者分として 5709 万 5000 円、34 ページの 3 款 3 項 1 目介護納付金分は、2049 万 1000 円を計上しています。

38 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、12 節委託料の新規で、194 万 2000 円については、人間ドック及び個別健康受診のうち積極的支援、動機付け支援対象者へ保健指導を委託するものです。

10 ページに戻りまして 2 の歳入です。1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税は、県が示した納付金から本町に入ってくる公費、保険税で実施する保健事業を精査して必要額を算出していますが、本年度は、納付金を納めるための必要額が、税では不足することから基金を繰り入れることとしています。

保険税の予算総額は、対前年度比 5.66%増の 1072 万 2000 円増の合計で 2 億 16 万 8000 円を計上しました。

13 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金ですが、総額 9 億 6994 万 5000 円を計上しています。内訳は普通交付金として保険給付費に要する額 9 億 3604 万 2000 円を計上しております。これが歳出 2 款保険給付費分となります。

特別交付金は、保険者努力支援制度の交付金として 542 万 3000 円、特別調整交付金（市町村分）2432 万 4000 円、特定健康診査等負担金 415 万 6000 円を計上しました。

15 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険料軽減分、保険者支援分に係る保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費繰入金の、前年並みの 8229 万 7000 円を計上しました。

16 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目基金繰入金は、対前年比 1000 万円減の 2000 万円を計上し、保険税収入不足分として計上しています。

17 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目繰越金は、前年並みの 430 万円を計上しています。

その他の歳入については、前年同様の内容で計上していますので省略します。

戻っていただいて、4 ページから 7 ページの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書及び末尾の 45 ページから 47 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 26 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算について、町長に代わりまして説明します。

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度となります。保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績、あるいは今後の見込を基に計上しています。保険給付費の推移は、近年横ばい傾向にあります。施設の増加によるサービス給付費の増加や地域支援事業費の上昇は見込まれ、介護保険給付費はほぼ前年並みであるが、総額は対前年比 1.0%増の 8 億 2780 万円の計上でございます。

目別に主な項目・増減の理由を説明します。26 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は対前年比 30 万 7000 円の増額となりましたが、12 節委託料が制度改正によるシステム修正業務委託料の 50 万円の追加計上でございます。

29 ページをお願いします。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費は、18 節の東彼地区保健福祉組合分担金が対前年比 59 万 4000 円の増額となりました。2 目認定調査等費は、20 万 1000 円の増額は、制度の変更により嘱託・臨時職員から会計年度任用職員変更によるものです。

32 ページをお願いいたします。1 款 5 項 1 目計画策定委員会費は、第 8 期介護保険事業計画策定費として、1 節報酬、12 節委託料と合わせて 319 万 8000 円を計上しました。

33 ページをお願いします。2 款保険給付費は 33 ページから 41 ページまでになります。保険給付費の総額は、対前年比△1.2%、872 万円減の 7 億 3721 万 1000 円を計上しています。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、1008 万 6000 円を減額して 2 億 8164 万円の計上となりました。主に、訪問介護、通所リハビリテーションの利用実績を勘案しております。

34 ページをお願いします。2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費、前年対比 507 万 2000 円の減額となっています。認知症対応型共同生活介護の利用実人員を勘案し減額計上です。

2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費、対前年比 1219 万 2000 円の増額です。特養ホーム、老健施設とも入所者の変動はありませんが、消費税及び加算によるものでございます。

2 款 1 項 8 目居宅介護住宅改修費は、前年度の実績を基に 20 万円減額計上しました。

36 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費は、前年度の実績を基に 394 万 7000 円の減額計上となりました。訪問介護、通所リハビリテーション、特定入居者生活介護の利用者が減っております。

37 ページをお願いします。2 款 2 項 7 目介護予防サービス計画給付費、前年度の実績を基に 92 万 4000 円の減額となりました。デイケア、福祉用具貸与、訪問看護、ショートステイ等で、通所、訪問以外のサービスを使っているプラン、地域包括支援センター等の減が理由となっております。

39 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費は、実績を見込み 60 万円追加計上です。

40 ページをお願いします。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、支給件数の概数を基に計上し、総額 100 件、255 万円の計上となりました。

41 ページをお願いいたします。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費、施設利用者の居住費、食費の基準費用額が低所得者の過重な負担とならないよう、額の軽減が図られています。前年実績を基に 60 万円の減額を見込み計上しております。

44 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費は、実質的には 4 年目の事業となります。前年度と比較しまして、82 万 9000 円増額となりました。18 節の通所介護予防サービス費、介護予防ケアマネージメント費、サービス事業費が利用者の減少により 161 万 5000 円の減額です。同じく 18 節のいきいきサロン運営費補助金、100 万 7000 円計上。嘱託・臨時職員から会計年度任用職員変更によるものです。

46 ページをお願いします。5 款 2 項 2 目総合相談事業費は、18 節の派遣職員負担金嘱託職員を 9 か月分 88 万 6000 円を減額しています。

47 ページをお願いいたします。5 款 2 項 4 目、18 節の派遣職員負担金嘱託職員を 9 か月分 221 万円を減額しています。

48 ページをお願いいたします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費は、職員の人件費等 583 万 5000 円と 12 節､生活支援体制整備事業委託料 760 万円の計上で 1315 万 7000 円の増額計上となりました。

50 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費は、職員の人件費 1 名分と嘱託職員から会計年度任用職員変更による増加、18 節の派遣職員負担金嘱託職員を 9 か月分 133 万 9000 円を減額し、121 万 8000 円の増額計上となりました。

戻って歳入の 10 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は、昨年 11 月末現在の被保険者 2,811 人の年間保険料 1 億 7500 万円を基に年間移動額を推計し、昨年度より 310 万円減の 1 億 5950 万円を計上しました。また、2 節現年度分普通徴収保険料は、1 節と同じように 11 月末の被保険者 144 名の年間保険料 700 万円を基に年間移動額を推計し、昨年度より 16 万円増の 673 万 9000 円を計上しました。

12 ページをお願いします。3 款 1 項国庫負担金 1 目 1 節現年度分介護給付費負担金は、保険給付費の在宅サービス分 4 億 2821 万 1000 円の 20%、8564 万 2000 円と、施設サービス分 3 億 987 万円の 15%、4635 万円との合計額 1 億 3199 万 2000 円を計上しました。居宅介護サービス給付費の減少が減額の理由です。

13 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目調整交付金は､歳出 2 款保険給付費 7 億 3721 万 1000 円の 8%、5897 万 6000 円の計上となりました。介護予防サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減少が減額の理由です。2 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出 5 款 1 項介護予防事業・日常生活支援総合事業 3278 万 5000 円の 25%、819 万 6000 円を計上しています。3 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業費 2090 万 2000 円の 38.5%、804 万 7000 円を計上しました。主な増額は、新規計上の生活支援体制整備事業委託費及び認知症支援・ケア向上で職員の人件費の計上によるものです。4 目介護保険事業補助金は、1 款の一般管理費の 12 節介護保険システム修正業務委託料 50 万円の 50%を計上しています。

14 ページをお願いします。4 款 1 項支払基金交付金は、現役世代、40 歳～64 歳分の負担として健康保険の各保険者が徴収し、納付した保険料が支払基金交付金として交付されます。1 目介護給付費交付金は、歳出 2 款保険給付費 7 億 3721 万 1000 円の 27%、1 億 9904 万 7000 円が交付されます。保険給付費の減少により 235 万 5000 円の減額で計上しました。2 目地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費 3278 万 5000 円の 27%、885 万 1000 円の計上です。

15 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目県・介護給付費負担金は国庫負担金同様に、介護給付費負担金は、保険料給付費の在宅サービス分 4 億 2821 万 1000 円の 12.5%、5352 万 6000 円と、施設サービス分 3 億 900 万円の 17.5%、5407 万 5000 円との合計額　1 億 760 万 1000 円を計上しました。居宅介護サービス給付費の減少が減額の理由です。

17 ページをお願いします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金は、歳出 5 款 1 項総合事業費 3278 万 5000 円の 12.5%、409 万 8000 円を計上しています。2 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出 5 款 2 項包括的支援事業・任意事業 2090 万 2000 円の 19.25%、402 万 3000 円を計上しました。

19 ページをお願いします。一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は、法定繰入額として、保険給付費 7 億 3721 万 1000 円の 12.5%、9215 万 1000 円を計上しました。2 目地域支援介護予防事業繰入金は、総合事業費 3278 万 5000 円の 12.5%、409 万 8000 を計上しています。3 目地域支援包括任意事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業 2090 万 2000 円の 19.25%、402 万 3000 円を計上しました。4 目低所得者保険料軽減繰入金は、第 1 段階から 3 段階の保険料軽減対策分として 287 万 5000 円を計上しています。5 目その他一般会計繰入金は、一般事務費、賦課徴収費、認定調査会等の事務として、2031 万 9000 円を計上しました。6 目保健福祉事業繰入金は、配食事業等単独分等の財源として 165 万 7000 円の計上です。

戻っていただいて、4 ページから 7 ページの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書及び末尾の 56 ページの給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 27 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計について説明します。

令和 2 年度は、保険料の見直しの年度となっています。終戦前後で、出生減で来年 2 年と 3 年は被保険者数は減少しますが、1 人当たりの医療費の増加及び高齢者負担率の変更に伴う支払い基金からの交付金等の減、原爆及び被爆体験に係る特別調整交付金の減に伴いまして、今回均等割が 1400 円増の 4 万 7200 円、所得割が 0.31%増の 8.98%に改定されました。

本年度当初予算額は、対前年比 5.4%、金額にしまして 600 万円の増額になり、総額 1 億 1700 万円を計上しました。増額要因としましては、保険料の納付金の増額が影響しています。

それでは、増減の主な要因につきまして目別に説明します。20 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 12 節、健康診査委託料は、消費税増及び受診者の増加で 50 万 6000 円増の 527 万 3000 円計上しています。

22 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金は、保険料改訂による保険料負担金 7037 万 1000 円、保険料の軽減特例の引き下げの保険基盤安定負担金分 2997 万 5000 円にとなり 532 万

2000 円の増加となっています。

歳入の 8 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料は、いずれも広域連合の指定値でありますが、被保険者数は減少していますが、1 人当たりの医療費の増加、支払い基金からの交付金等の減、原爆及び被爆体験に係る特別調整交付金の減に伴いまして、保険料の見直しにより 371 万円増加しています。

12 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一般管理費 219 万 3000 円、賦課徴収費 53 万 8000 円、滞納処分費 1 万円、保険基盤安定負担金が前年度より 161 万 4000 円増と、広域連合事務費負担金 557 万 2000 円、予備費 72 万 4000 円で、合計の 3901 万 2000 円計上しています。

18 ページをお願いします。7 款 5 項 4 目雑入ですが、全額広域連合が負担で賄います健康診査委託料の消費税及び受診者増により 751 万 9000 円計上しています。

戻っていただいて、4 ページから 5 ページの第 1 表及び 6 ページ、8 ページの事項別明細書及び末尾の 25 ページ、26 ページの給与費明細書につきましては、これまでの積み上げですので説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 41 分）

再　　開（午後 2 時 54 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 29　議案第 28 号　令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 30　議案第 29 号　令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 29、議案第 28 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 30、議案第 29 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 28 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6310 万円でございます。一時借入金の最高額を 500 万円と定めております。

議案第 29 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1530 万円でございます。一時借入金の最高額を 500 万円と定めております。いずれも以上 2 件につきまして、詳細につきましては水道課長から説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 28 号農業集落排水事業特別会計予算、議案第 29 号漁業集落排水事業特別会計予算について説明を加えます。

はじめに、議案第 28 号農業集落排水事業特別会計予算の方から説明をさせていただきます。予算書の 19 ページをご覧ください。歳出の方から説明をさせていただきます。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、事業運営の事務経費に係る費用を例年同様計上させていただいております。

20 ページをご覧ください。1 款 2 項 1 目排水費でございます。中尾地区、西部地区の施設管理運営に係る経費になります。10 節の需用費の光熱費につきましては、昨年の実績程度を計上。修繕費につきましては、処理施設及びマンホールポンプの機器修繕費相当を計上をしております。12 節委託料につきましては、563 万円は処理場及びマンホールポンプの運転管理及び保守管理に係る委託費用となります。14 節工事請負費につきましては、新規の公共マス設置を 1 件想定したものと、下水道工事に起因した道路の補修工事を想定した工事、舗装補修工事の予算を計上させていただいております。

22 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目建設費です。12 節の委託料につきましては、農業、漁業集落排水事業の特別会計予算でございますけれども、公営企業化を総務省の指導によりまして、令和 5 年度までに行う方針が通知されておりますので、この公営企業化に向けた資産整理業務と令和元年度から着手しております処理施設、管路施設等の施設機器類の更新事業を実施するにあたりまして積算に使用します見積もり単価を市場調査する必要がございます。この業務について、2 件合わせまして 683 万 5000 円を計上しております。14 節工事請負費につきましては、先ほど言いました機器更新工事の予算分として計上させていただきました。

23 ページ､3 款 1 項の公債費でございますけれども､1 目元金償還分としまして 2216 万 6000 円、2 目利子償還分としまして 463 万 5000 円を計上をしております。

24 ページにおきまして 4 款予備費として 15 万 8000 円を計上をいたしました。

それでは、9 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

10 ページから 2 款 1 項 1 目使用料でございます。現年度分といたしましては、中尾地区が 26 件の契約。西部地区が 134 件の契約で使用料を想定して算定をしております。

12 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目農業集落排水事業費県補助金でございますけれど、歳出の方でお話しをしました機器更新事業に当たります農山漁村地域整備交付金、補助率 50%になりますけれど、この交付金として 580 万円を計上しております。

13 ページ、4 款繰入金につきましては、営業収入で賄えない補填財源として一般会計から 4075 万 2000 円を繰入金としてお願いをしております。

18 ページをご覧ください。7 款 1 項 1 目下水道事業債です。こちらも機器更新事業と併せまして公営企業化に必要な事業分の公営企業適用債がございますけれど、この分と合わせまして 980 万円を起債予定としております。

25 ページの方に給与費明細書と 26 ページに地方債の現在高調書を掲載をしております。農業集落排水事業に係ります下水道事業債は、令和元年度末時点で、2 億 3249 万円、令和 2 年度中の増減を踏まえまして 2 年度末時点では、2 億 2012 万 4000 円が起債元金の残高となる見込みであります。

戻りますけれども、6 ページをご覧ください。第 2 表地方債の起債方法についてですが、下水道事業債につきましては 520 万円。公営企業会計適用債については 460 万円をそれぞれ限度額としております。起債方法については記載しておりますとおりです。

4 ページから 5 ページの第 1 表、そして 7 ページから 8 ページの事項別明細書については、これまでの金額の積み上げになりますので説明を省かせていただきます。

議案第 29 号を説明をさせていただきます。

19 ページをご覧ください。歳出から説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費ですけれども、事業運営の事務経費に係る費用を例年同様計上させていただきました。

20 ページをご覧ください。1 款 2 項 1 目排水費になります。漁業集落排水事業につきましては、西部地区が対象になります。西部地区の施設管理運営に係る経費になります。この地区は、処理施設につきまして農業集落排水事業との共同処理を行っておりますので、光熱費でありますとか修理費、保守点検業務委託費等については、農集と 4 対 6、4 割分が漁業集落排水事業持ち分として計上をしております。

22 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目建設費になります。農業集落排水事業と同様特別会計の公営企業化に係る試算整理業務と機器更新事業に要します積算単価の市場調査業務です。この業務を合わせて 250 万 9000 円計上をしております。14 節工事請負費につきましては、機器更新工事分となります。440 万円計上をしております。

23 ページ、3 款 1 項公債費でございますが、1 目元金償還については、285 万 4000 円、2 目利子償還分として 58 万 4000 円を計上をしております。

24 ページの予備費につきましては、16 万 7000 円を計上させていただいております。

そして、25 ページ給与費明細書、26 ページ地方債の現在高調書を掲載をしております。

歳入の説明をさせていただきます。9 ページをご覧ください。

10 ページの 2 款 1 項 1 目使用料でございます。使用料につきましては、音琴地区の使用料としまして 81 件の契約件数として使用料を計上させていただきました。251 万 2000 円です。

12 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目漁業集落排水事業費県補助金でございますが、これは機

器更新事業に係る交付金として200万円を計上しております。補助率2分の1です。

13 ページ、一般会計繰入金につきましては、営業収入で賄えない補填財源として一般会計から737万1000円を繰入金としてお願いをしております。

18ページをご覧ください。7款1項1目下水道事業債ですけれども、機器更新事業分と公営企業適用の事業に係る町負担分に係る地方債として340万円を起債予定としております。

続いて6ページの第2表でございます。地方債といたしまして漁業集落排水事業分、これは更新事業に係る下水道事業債です。これが180万円。それと、公営事業適用債として160万円をそれぞれ限度額としております。起債方法についてはこちらに掲載しているとおりです。

4ページをから5ページの第1表及び7ページから8ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省きます。説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第28号、議案第29号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第31　議案第30号　令和2年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第32　議案第31号　令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第31、議案第30号令和2年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第32、議案第31号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第30号令和2年度東彼杵町水道事業会計予算でございます。

第3条の水道事業収益が2億6024万5000円で、水道事業費用が2億3809万8000円となっております。

次に、第4条の資本的収入が1億2257万1000円、資本的支出が1億3494万8000円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしております。

次に議案第31号でございます。令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計予算でございます。

第3条の下水道事業収益が3億96万1000円で、下水道事業費用が2億6968万円でございます。

次に、第4条の資本的収入が2億4017万1000円で、資本的支出が3億2761万円でございます。不足額は留保資金を充てるようにいたしています。以上、2件の詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上であります。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第30号東彼杵町水道事業会計予算、議案第31号東彼杵町下水道事業会計予算の説明を加えます。

はじめに、第30号の水道事業会計についてです。詳細の部分といたしまして、予算参考資料になりますけれど26ページをご覧ください。実施計画明細書になります。

まず、収入からご説明します。1款1項1目給水収益でございますけれど、これにつきましては3,220件の契約件数分といたしまして、使用料としまして1億6384万4000円を計上いたしております。その他営業収益につきましては、各種手数料加入金でございます。

1款2項営業外収益でございますけれども、一般会計からの補助金といたしまして、基準内繰入金としまして、こちらに記載しております3件で、合計807万5000円、基準外の繰入金といたしまして1672万5000円をお願いをしております。3目長期前受金戻入額でございますけれども、6606万4000円を計上いたしました。5目消費税還付金は、459万6000円を試算結果として計上しております。

支出でございますけれど、1款1項1目原水及び浄水費は、ポンプ場の電気料でございますとか、水質管理に係る経費を計上しております。工事請負費については、水源、井戸の用水試験を1か所予定しておりますので、250万円計上をいたしました。2目配水及び給水費でございますが、これは配水管の管路網の管理に関する費用として計上をしております。漏水修理でございますとか、メーター器の検針費用、メーター器の取替工事等の費用を計上いたしております。4目総係費でございますけれども、営業に係る職員給与費や5目減価償却費を計上しておりますが、減価償却費といたしましては、今年度の減価償却費として1億545万4000円を費用化しております。

2項営業外費用におきましては、企業債利息を計上をしております。

4項予備費については、100万円丁度を計上させていただきました。

29ページ目からは、資本的収支を掲載しております。収入から説明いたします。

1款1項1目企業債については、老朽管の更新事業の財源として計上をしております。2目工事負担金につきましては、更新事業に必要な財源として1153万円です。これを一般会計からの補填としてお願いをしております。

そして、4項の補償金につきましては、公共下水道事業分の移設補償に当たります補償金として、公共下水道事業からの補償金を936万円計上しております。

5項出資金ですけれど、企業債償還分といたしまして、これに企業債償還金に当たる基準内繰入として、一般会計からの出資金として2447万9000円を計上いたしました。

支出でございます。1項建設改良費といたしましては、老朽管の更新事業の計上をしております。

2項の企業債償還金につきましては、償還元金を計上をしております、3314万5000円です。

そして、10ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。令和2年度中の資金の動きを表しております。各、業務活動、投資活動、財務活動、各活動における資金の動

きの結果、令和2年度中の資金増加額として、この表の下から3段目にあります8017万1000円の増額となり、期末期の残高として現金残高が2億4750万5070円となる見込みです。

次に12ページの方に給与費明細書を掲載をしておりますが、給与費につきましては、令和2年度から公共下水道事業が公営企業化されることに伴いまして、管理職の所在を各事業に配分をしております。給与費の2分の1を水道事業に加算し、給与費については2分の1ずつを水道事業と下水道事業にそれぞれ加算し、職員数につきましては、水道事業に加算をいたしました。

18ページをご覧ください。18ページが元年度の予定損益計算書でございます。19ページには令和2年度の損益計算書を掲載しておりますが、各ページの末尾に記載しています利益剰余金の額から令和2年度の利益については、令和元年度と比較しまして半減する見込みとなります。これにつきましては、職員給与費配分の見直しを行ったことや、補助事業が元年度に終了したことに起因して一時的なものと見ております。

20ページをご覧ください。20ページから21ページについては、令和元年度末時点の予定貸借対照表、いわゆるバランスシートになりますけれど、これを掲載をしております。

20ページの分が資産の部になりますけれど、これら資産を構成する内訳として21ページの負債の部及び資産の部が構成要素としてレイアウトされているというふうに見ていただければ良いかと思います。

ちなみに、この予定貸借対照表については、税抜き表示となります。

22ページから23ページにつきましては、令和2年度の予定貸借対照表となります。これも先ほどの元年度分と同様でご覧ください。

6ページから9ページの実施計画書につきましては、これまでの積み上げですので説明を省かさせていただきます。

続きまして、議案第31号下水道事業会計について説明をさせていただきます。

令和2年度より公共下水道事業会計につきましては、元年度まで特別会計として管理をしてきた事業でありますが、令和2年度から公営企業法の適用を選択をいたしまして、3月末をもって特別会計を打ち切り、4月から上水道と同様に公営企業会計としてスタートいたします。

それでは説明をさせていただきます。詳細の部分を参考資料の方で説明をさせていただきますので24ページからご覧ください。

実施計画明細書です。24ページ、25ページが収益的収支となります。

まず、収入から説明をいたします。1款1項1目下水道使用料といたしましては、1,114件の契約件数を想定して計上をさせていただきました。2項の営業外収益といたしましては、3目の他会計負担金といたしまして、営業収益で賄いきれない財源といたしまして一般会計からの補填として1億7654万円をお願いをしております。4目補助金につきましては、今後実施予定の機器更新事業の前段として行わなければなりません資産のストックマネジメント業務を行うための補助金を計上させていただいております。5目長期前受金の戻入分につきましては、来年度までに実施をいたしました資産管理業務の結果を基に算出をいたしました長期前受金、資産の長期前受金を計上いたしまして、補助金や一般会計繰入金相当分の収益化を図っています。

3 項 2 目その他特別利益でございますが、これは元年度分の消費税申告分といたしまして還付金想定額を特別利益として計上をいたしました。

次に 25 ページの支出でございます。1 款 1 項 1 目管渠費でございますが、これは主に管渠部分といたしまして、現在のところ、管渠の管理費については費用が掛かっていませんので、主にマンホールポンプの管理として計上をさせております。2 目の処理場費につきましては、東彼杵クリーンセンターの管理運営費用として、クリーンセンターの維持管理や水質管理、汚泥の運搬処分の費用、また、機器の修繕費用などを計上いたしました。

26 ページの 3 目の総係費についてでございますが、職員につきましては 4 名で計上をいたしております。先ほど上水の方で説明をいたしましたように管理職の給与 2 分の 1 を追加計上いたしております。また、1 節の報酬におきまして、会計年度任用職員分の給与についても賃金から変更して計上しております。

また、20 節の委託料でございますが、数年ごとに修正作業を必要としております管渠台帳システムの更新委託費と、もう 1 つが資産のストックマネジメント業務の委託費を計上しております、1422 万 2000 円です。

5 目減価償却費でございますけれど、これまでに整理をしました資産台帳を基に令和 2 年度内の償却額として費用化をしております、1 億 3886 万 4000 円です。

2 項の営業外費用ですけれども、企業債の利息償還分を計上いたしました。

3 項特別損失につきましては、これは賞与引当金の相当分といたしまして今年度は企業会計初年度でございますので、特別損失の方で計上をさせていただいております。令和 2 年度中の賞与分に相当する引当金を計上しております。

28 ページをご覧ください。資本的収支になります。収入におきましては、管路工事に係ります下水道事業債を建設改良企業債としまして 1 億 2050 万円計上をしております。

そして、国庫補助金、受益者負担金を計上いたしまして、この管路工事の財源として、不足いたします補填財源といたしまして、3 項 1 目他会計負担金において一般会計から 1612 万 1000 円の他会計負担金をお願いしているところです。

そして、支出でございます。1 款 1 項 1 目建設事業費でございます。これについては管路の未普及工事分、工事に伴います水道管の移設補償費を計上いたしました。

また、2 項におきまして、企業債償還、元金を計上いたしております。

10 ページに戻ってご覧ください。10 ページは令和 2 年度中のキャッシュ・フロー計算書を掲載しております。各、業務活動、投資活動、財務活動における資金の増減の結果、2 年度期末での資金残高として末尾に記載をしております 2704 万 9992 円を見込んでおります。

11 ページには、給与費明細書を記載をしておりますけれども、先ほどご説明をいたしましたように、給与費の中には管理職の 2 分の 1 分を下水道職員の 4 名分と合わせて計上しております。

職員数につきましては、上水道会計に計上していますので、下水道会計には管理職分は含まれておりません。括弧書きは会計年度任用職員数です。また、期末勤勉手当につきましては、先ほど実施計画明細書の方で説明をいたしました特別損失の方に上げております 2 年度中の賞与引当金で

すとか、令和3年度の賞与相当分に充てます令和2年度中の賞与引当金を全て含めて計上しております。

16ページをご覧ください。債務負担行為に関する調書でございます。これは、宅内排水工事におきまして、受益者が市中銀行の資金を利用した場合の利子補給事業を実施しておりますので、これの債務負担についての調書です。これまでの支払い義務発生額として平成30年度以降の分を計上しておりますけれど、現在の補給実績としては1件です。

そして、令和2年度以降につきましては、この分の発生した時の債務について負担行為を行うものとして計上させていただきました。

19ページをご覧ください。令和2年度期首時点の予定開始貸借対照表を掲載をしております。元年度の打ち切り決算額を想定して策定しておりますので、令和元年度の年度末時点での決算に動きがあれば変動いたします。18ページが資産の部、19ページが、この資産を構成する負債と資本の内訳となります。資産総額は18ページの中ほどに金額が載っておりますけれど、有形固定資産合計として44億193万5815円の有形固定資産でスタートをしております。

そして、20ページをご覧ください。令和2年度末、期末時点での予定貸借対照表を掲載をしております。2年度中の資産の増減を含めまして資産合計として45億1642万204円に、先ほどの金額が、予定開始貸借対照表の金額の44億1092万3059円、この資産合計額が令和2年度期末時点で45億1642万204円に増額を見込んでおります。

22ページにつきまして説明をいたしますが、公共下水道事業が公営企業会計としてスタートとするにあたりまして、下水道会計の財務諸表を作成するにあたっての注記の簡単な説明をさせていただきます。

1の2引当金の計上基準といたしまして、2号退職給付引当金につきましては上水道と同様一般会計負担としておりまして、退職給付引当金は計上いたしません。また、賞与引当金につきましては、次年度の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支出に備えまして、当該年度の負担に属する月数分、12月分から3月分までに該当しますが、これの引当金を計上いたします。

また、2の予定貸借対照表に関する注記につきましては、1号に書いてありますとおり企業債の償還のうち一般会計が負担すると見込まれる額は、20億5789万8000円であります。

あと、6ページから9ページの実施計画書につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので説明は省かせていただきます。以上、説明は終わります。よろしくお願いします。

○――△――

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時31分）

再　　開（午後3時37分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号、議案第31号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第33　報告第 1 号　専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めること）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第33、報告第1号専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めること）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第1号専決処分に関する報告についてでございます。これは、事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてでございますが、町営住宅におきまして、令和元年12月28日に水漏れが発生し、相手方の洗濯機が故障したものでございます。その和解を損害賠償額決定で、相手方の賠償金として1万2694円を支払うことで示談が成立しておりますので報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号を終わります。

日程第34　陳情第1号　こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第34、陳情第1号こども発達支援センター・放課後等デイサービス建設に関する陳情を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、総務厚生常任委員会に付託します。

次に、昨日の橋村議員の一般質問の保留分を町民課長より報告させます。町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

昨日の橋村議員の質問で、保留した件について回答します。

老人会関係の重複の件でしたが、以前の経緯までは詳しくわからないところもあったんですけれど、現在担当職員に確認しましたところ、住基で行政区により分けているので重複はありませんとのことでした。併せて、社会福祉協議会の方にも確認をしましたけれど、重複が無いようにチェックをしているということでした。ご報告申し上げます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、教育長より大石議員の一般質問について補足説明がありますのでこれを許可します。教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

貴重なお時間を割いていただいてありがとうございます。昨日の大石議員の一般質問の中で、職員の停職6か月の懲戒処分を、教育委員会の議案、議事に上げることなく処分した。会議録もなく、処分は無効ではないかというご指摘をいただきました。昨日、当時の関係者と検証いたしましたところ、私の答弁の中に、新教育委員会制度に立脚した考え方が反映されておりませんでした。説明を修正させていただきたい点がございました。お詫び申し上げ、次のように補足説明をさせていただきたいと思っています。ご了承ください。

東彼杵町では、平成27年4月1より、地教行法の改正及び新教育委員会制度の開始により、処分については町長名はもちろんですが、教育長名でもできるようになりました。今回も懲戒分限審査委員会で処分を検討し、原案を作成し、それを当時の町長に内申しました。処分者は、教育委員会ではなく、教育長にすることを確認して町長決裁を終えました。

町長の指示により2月1日に処分書が教育長名で発行されました。定例の教育委員会は2月6日だったんですけれど、それまで毎回、該当者の様子などは口頭で報告をしてまいりましたが、今回、処分者は教育委員会ではなく教育長であるがために教育委員会の議事に、議案に載せる必要はないのではないかと判断をいたしました。また、プライバシーの問題もあり、公開が原則である議事録にも記載せず報告のみとなったわけでございます。

これまでも教育委員会内の職員の懲戒処分等についても教育長名での処分であった場合には、教育委員会の議案には一切載せておりません。今回もその前例に従って処理をしたということでございます。

東彼杵町では、町長部局の指示よりこのような形を取ってきたということでございますが、大石議員からは貴重なご指摘をいただきまして、私ども、今後、次のように対処していければなと思っているところでございます。

まず第1点は、教育委員さん方を中心とする教育委員会とは、あくまでも合議体でございますので、報告、連絡、相談等を綿密にやる関係で、今後は十分に意思の疎通を図るため、定例の教育委員会にも可能な限りこのことを図って、そして議事として提案し、そして簡単にでも議事録にも記載していきたいなと思っているところでございます。

また、もう1点は、職員の処分に関しましては、町長部局の方、特に総務課あたりに大変お世話になっているところでございますので、ただ、指示されたとおりにその処分書を伝達するだけでなく、中身を十分に把握して職員の指導などに生かしていけるようにしていきたいなと思っているところでございます。大変説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

何かあるのですか。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

確認です。27 年の時に、前町長に交わされた。文書で交わされたのでしょうか。何か、そういう文書は明確に残っているのでしょうか。今、教育長が述べられたこと。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

地教行法、あるいは新教育委員会法の教育委員会制度の開始は法改正でございますので、法律が変わりました。だから、それまでは教育長も教育委員の 1 人であったんですけれど、そこからは教育委員は教育委員さん、教育長は教育長という形で別途になったと、というふうな改正など、いろいろあっています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育長が言われたように平成 27 年、当時の大阪府知事、橋下徹知事の時に、そういう大阪府で問題が起きて、そして、大阪府知事がなぜ教育長を任命できないのかということで、当時の内閣総理大臣に具申をして改正されたのが発端であります。これは間違いありません。

では、昨日いただきました辞令、平成 31 年 2 月 1 に行われた職員の方の 6 か月停職処分が教育長名ではなく東彼杵町教育委員会でなされてる。では教育委員会ではなくて、教育長加瀬川で処分されるべきであったんではないんですか。そこをお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

おっしゃるとおりでございます。それは間違いであります。私どもの方では、本人にも説明、謝罪をいたしまして、そして、処分告示書というのがありますので、それはきちんと教育長名で出しております。処分書というのがございます。もっと詳しくいろいろこういう理由でと書かれたものですけれど、そちらの方をきちんと渡しておりましたので、そちらの方で対応していってというふうに申し上げております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

処分告示書ではそこにきちんと書いてある。今日の朝、議長を通じて資料請求をしております。そういうものも含めてあとで提出してください。

今、教育長は平成 27 年に制度が変わったということで、私はここに地方公務員法第 6 条と、そ

の細部の規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文を持ってきております。ちょっと読んでみます。一番ポイントだけ、時間が、皆さんに迷惑をかけてはいけないからポイントだけ割愛します。

地方教育行政組織及び運営に関する法律です。これが、最終更新が平成30年6月8日に公布されております。その中に、教育委員会の事務の委員等第25条に、25条というのは、その前に説明しないといけないですね。ちょっと、そうしないと皆さんがおわかりにならない。

昨日も説明しましたけれど、教育委員会の会務、総理は教育長なんですよね、教育長に委任されているわけです。会務は教育長です。しかしながら、25条に事務の委任、前項の規定、25条の第2項に前項の規定に係らず、次に掲げる事務は教育長に委任することはできない、できないんですよ。その中の、第2項第4項に教育委員会及び教育委員会の所属する学校、その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関することは教育長に委任してはいけないと書いてあるんですよ。ということは、教育長は懲戒処分権者にはならないということです。今、訂正された教育長の考え方は誤りと言うことなんですよ。

だから、昨日、一般質問で6か月停職処分は町長ですか教育長ですかと聞いた時に、教育長は最初ちょっと教育長と言われたけれど訂正されて、教育委員会ですと。私は、教育委員会ということを一旦認めて、これはちゃんと勉強しておられるんだと思ってそのままいきました。そして、議事録から入っていきました。しかし、今日はまた、訂正された、元に戻された。ということは、停職6か月処分は誤りだったということなんです。どっちにしてもおかしいんですよ。教育長がされても完全に違反しているし、教育委員会でやられたとするその辺の、あと4名の人たちの、教育委員さんたちの担保を取っておられない。議事録も何もない。どっちに転んでも今回の処分、2月に行われた停職6か月の処分は明らかに違反しているんですよ。大変な問題ですよ。これはその人の人権に係らず、その前に遡って依願退職、病気休暇で辞めていかれた女性の職員さんがおられました。その方の処分までずっと及ぶことになるんです。全てです。それは全部補償し直しです。人権問題もあります。大変な問題です。

これは、ここの中でできませんから、あと同僚議員と、これは所掌が総務厚生常任委員会になるんですかね、もう一度やりますけれど、町当局、町長部局におかれてももう一回、これは大変な問題ですから、もう一回私が言っている規則、法律をしっかりと検証されてください。大きな問題になると思います。ちょっとやそっとの問題ではないですよ、全てですから。大変な、今の教育長の訂正のやつは大変なことになると思います。それをお伝えして、私は。何かあったら答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長、何かありますか。教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいまの大石議員のご指摘に関しましては、そのような委任事項などにつきましては、私も了知いたしております。ただ、今回の場合には、東彼杵町は町長を中心といたしまして、前町長でございますけれど、中心として、そのような形でやるというふうな指示が来ておりましたので、その

ような形を取らせていただいたということが１点でございます。

そして、今後、今ご指摘があったようなことを町長部局とも十分協議をいたしまして、きちんと対応をしていきたいということ。もう１つは、何よりもこのような処分をする必要のない役場になってくれるように期待しながら、今後とも頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散　　会（午後３時53分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議　　長　　吉永　秀俊

署名議員　　橋村　孝彦

署名議員　　森　　敏則